

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 施政方針の説明
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 1号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 上天草市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 上天草市行政不服審査会設置条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 上天草市行政不服審査会の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第 6号 公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第 7号 上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 8号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 9号 上天草市消費生活センターの組織、運営及び情報の安全管理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第10号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第11号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第12号 上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第13号 上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 2 0 | 議案第 1 4 号 | 平成 2 7 年度上天草市一般会計補正予算 (第 9 号) |
| 日程第 2 1 | 議案第 1 5 号 | 平成 2 7 年度上天草市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 2 2 | 議案第 1 6 号 | 平成 2 7 年度上天草市診療所特別会計補正予算 (第 4 号) |
| 日程第 2 3 | 議案第 1 7 号 | 平成 2 7 年度上天草市介護保険特別会計補正予算 (第 5 号) |
| 日程第 2 4 | 議案第 1 8 号 | 平成 2 7 年度上天草市斎場特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 2 5 | 議案第 1 9 号 | 平成 2 7 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 2 6 | 議案第 2 0 号 | 平成 2 7 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) |
| 日程第 2 7 | 議案第 2 1 号 | 平成 2 7 年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 2 8 | 議案第 2 2 号 | 平成 2 7 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 2 9 | 議案第 2 3 号 | 平成 2 7 年度上天草市電気事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 3 0 | 議案第 2 4 号 | 平成 2 7 年度上天草市水道事業会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 3 1 | 議案第 2 5 号 | 平成 2 7 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 3 2 | 議案第 2 6 号 | 平成 2 8 年度上天草市一般会計予算 |
| 日程第 3 3 | 議案第 2 7 号 | 平成 2 8 年度上天草市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算 |
| 日程第 3 4 | 議案第 2 8 号 | 平成 2 8 年度上天草市診療所特別会計予算 |
| 日程第 3 5 | 議案第 2 9 号 | 平成 2 8 年度上天草市介護保険特別会計予算 |
| 日程第 3 6 | 議案第 3 0 号 | 平成 2 8 年度上天草市斎場特別会計予算 |
| 日程第 3 7 | 議案第 3 1 号 | 平成 2 8 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算 |
| 日程第 3 8 | 議案第 3 2 号 | 平成 2 8 年度上天草市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 3 9 | 議案第 3 3 号 | 平成 2 8 年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算 |
| 日程第 4 0 | 議案第 3 4 号 | 平成 2 8 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 4 1 | 議案第 3 5 号 | 平成 2 8 年度上天草市電気事業特別会計予算 |
| 日程第 4 2 | 議案第 3 6 号 | 平成 2 8 年度上天草市水道事業会計予算 |
| 日程第 4 3 | 議案第 3 7 号 | 平成 2 8 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算 |
| 日程第 4 4 | 議案第 3 8 号 | 上天草市過疎地域自立促進計画 (平成 2 8 年度~平成 3 2 年度) を定めることについて |
| 日程第 4 5 | 議案第 3 9 号 | 平成 2 7 年度上天草市水道事業会計利益剰余金の処分について |
| 日程第 4 6 | 報告第 1 号 | 専決処分の報告について (和解及び損害賠償額の決定について) |
| 日程第 4 7 | 報告第 2 号 | 専決処分の報告について (訴えの提起について) |
| 日程第 4 8 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 4 9 | 同意第 1 号 | 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めること |

について

日程第50 発議第 1号 TPP協定交渉の最終合意に対する意見書について
追加日程第1 同意第 2号 上天草市副市長の選任につき同意を求めることについて

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(16名)

議長 田中 勝毅		
1番 何川 誠	2番 嶋元 秀司	3番 切通 英博
4番 塩田 真一	5番 何川 雅彦	6番 宮下 昌子
7番 西本 輝幸	8番 高橋 健	9番 小西 涼司
10番 北垣 潮	11番 島田 光久	14番 園田 一博
15番 桑原 千知	16番 渡辺 勝也	17番 津留 和子

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長 堀江 隆臣	教育長 藤本 敏明
総務企画部長 川端 義孝	市民生活部長 緒方 雅文
建設部長 澤村 弘史	経済振興部長 村川 和敬
教育部長 舛本 伸弘	健康福祉部長 野崎 秀満
上天草総合病院事務部長 松本 精史	総務課長 和田 好正
財政課長 坂田 結二	会計管理者 木本 昌亮
水道局長 藤島 幸治	

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 山下 正	局長補佐 海崎 竜也
主事 木本 臣英	

開会 午前10時00分

○議長(田中 勝毅君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回上天草市議会定例会を開会いたします。

それでは会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中 勝毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に3番、切通英博君、4番、塩田真一君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（田中 勝毅君） 日程第2、会期の決定については、去る1月29日及び2月19日に議会運営委員会が開催され、会期日程などについて協議されておりますので、議会運営委員長からの報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

平成28年第1回上天草市議会定例会に当たり、1月29日と2月19日に委員会を開催し、調査、審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付しております定例会日程表のとおり、本日2月26日が開会、提案理由説明、3月3日が議案質疑及び委員会付託、4日、7日の2日間一般質問を行います。

常任委員会は8日、9日の2日間開催することとし、16日を最終日として委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は45件、その内訳は市長提出議案39件、諮問1件、同意1件、専決承認1件及び報告2件です。また、議員提出議案として発議1件です。

この定例会に付議されます議案等の取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等を慎重に審議し、全議案を本会議へ上程することと決定いたしました。

人事案件である諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて及び同意第1号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについては、委員会への付託を省略し、3月3日の本会議で審議、採決することに決定いたしました。御賛同賜りますようお願い申し上げます。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うことを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田中 勝毅君） それでは、お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり20日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（田中 勝毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成27年12月定例会以降の報告事項はお手元に配付のとおりです。

資料等について必要な方は、議会事務局にて御閲覧をお願いします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（田中 勝毅君） 日程第4、行政報告。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

平成28年第1回定例市議会の開催に当たり、昨年12月以降の行政の主な取り組みについて、その概要を御報告いたします。

初めに、総務企画部門について御報告いたします。

1月23日から25日にかけて強い冬型の気圧配置となり、九州北部地方の約1,500メートル上空には氷点下15度以下の寒気が流れ込み、本市は数十年に一度と言われる大寒波に見舞われ、25日午前4時49分、松島観測所では昭和51年の統計開始以来、最低気温が観測史上第1位となるマイナス6度を観測いたしました。

この大寒波による大雪や低温の影響で、ほとんどの小中学校が臨時休校となったほか、市内全域の国道、県道、市道及び農林道でチェーン規制が行われ、公共機関も一時運休となりました。

また、1月26日から28日にかけて、市内のほぼ全域を対象として、午後9時から翌午前6時まで時間断水をしなければならない状況となり、市民の皆様に御迷惑をおかけいたしましたことを心からおわび申し上げます。断水の原因は、主に低温による水道管の破損であり、今後は、家庭でもできる水道管の凍結対策について、広く周知してまいります。

次に、2月7日、北朝鮮の人工衛星と称する弾道ミサイル発射に対しましては、職員2名による待機体制により、情報の収集、被害報告の対応に当たったところです。今回は、弾道ミサイル発射に関し事前通告されていましたが、今後、津波情報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に直面した場合、円滑な初動対応ができるよう、職員向けの訓練、研修に取り組んでまいります。

次に、2月16日に、本市の行政改革を進める上での基本的な方針となる第2期上天草市行政改革大綱とその具体的な計画を掲げる第3次上天草市行政改革実施計画を市のホームページ等で公表しました。

今後、行政改革の推進に当たっては、経営・サービス向上・健全財政の三つの視点により、行政・サービス改革、財政改革及び意識改革に引き続き取り組み、将来にかけて市民の皆様には大きな負担を強いることがないように、計画を推進することとしております。

続きまして、経済振興部門について御報告いたします。

本市では、第2次総合計画に基づき、市産品の販路拡大等に積極的に取り組む市内事業者を支援するため、地方創生交付金を活用して、12月18日から20日にかけてくまもと食の楽園上天草フェア in 大阪を開催しました。

この上天草フェアには、市内事業者9社、上天草市農林水産物ブランド推進協議会が参加し、大消費地である大阪で物産展及び関西地域の飲食店や百貨店との商談会を実施するとともに、あわせて観光展を行いました。商談会に参加したバイヤーからは、来市して、再度特産品を確認したいとの意向を示されるなど、新たな販路拡大につながるものと期待しているところでございます。

次に、冬場の観光客誘致を目的に、1月から2月にかけて、第3回上天草トレッキングフェスティバルを、現在、開催しているところです。1月31日の松島オルレに始まり、菜の花ウォーキング、太郎丸・次郎丸嶽登山、癒しの維和島巡りウォークと続き、2月28日が最終日となる龍ヶ岳登山となります。

残念ながら、白嶽登山については悪天候のため中止となりましたが、最終的には、全5コースに約1,700人の参加が見込まれております。昨年と比べ、福岡圏域からの参加者が増加したことから、ここ数年の、福岡都市圏での積極的なPR活動の効果があったものと考えております。

また、3月には、4日と5日に熊本市の花畑広場において、第2回上天草市とれたて市場の開催を予定しているところです。

今後も、引き続き地元経済の活性化に努めてまいります。

続きまして、健康福祉部門について御報告いたします。

税制抜本改革法に基づき、低所得者に対し、消費税率8%への引き上げの影響を緩和するため、簡素な給付措置である臨時福祉給付金の支給を実施しましたが、平成28年1月末現在で支給者数7,707人、支給額4,624万2,000円となりました。

次に、健康づくりにつきましては、市民の皆様の健康の保持増進のために、特定健診やがん検診を実施しておりますが、平成28年度に実施する健診の内容や受診の方法、申し込みについて、2月下旬から各世帯へ郵送でお届けしておりますので、御確認の上、ぜひ受診していただきますようお願いいたします。

次に、介護保険事業に関する介護予防拠点整備につきましては、9事業者からの応募があり、年度内の完成を目指して整備を進めているところでございます。

また、総合事業につきましては、生活支援コーディネーターを配置し、地域で行われている会議等を利用して事業等に関する説明を行い、事業に反映させるため、出席者の意見を聴取しているところでございます。

老人ホームの民営化につきましては、民営化の必要性を御理解いただくため、教良木河内地区住民説明会を1月20日に開催し、老人ホームの置かれた現状等について説明を行いました。

最後に、教育部門について御報告いたします。

昨年度から取り組んできましたふるさとを大切にすることを育む推進事業について、副読本のだいき上天草市が完成いたしました。今後は、各小学校の授業において活用することとしています。

また、本市における教育の将来的な方向性や今後5年間に重点的に取り組むべき施策を示す、上天草市第2期教育振興基本計画を本年3月に策定することとしています。

次に、1月3日に、平成28年上天草市成人式を松島総合センターアロマで開催しました。対象者は360人で、292人が出席し、各町代表の4人による成人の主張が行われました。

スポーツ面では、1月24日に開催された第33回熊日郡市対抗女子駅伝では、本市は参加19チーム中16位、昨年が16位ということでございます。2月14日に開催された第42回郡市対抗熊日駅伝では13位、昨年が14位でございます。そういった結果でございました。なお、前回の記録を4分程度縮小したということで、敢闘賞をいただいたというところでございます。選手役員の皆さんには、本市の代表として競技力の向上に貢献をいただき、感謝を申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（田中 勝毅君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 施政方針説明

○議長（田中 勝毅君） 次に、日程第5、施政方針説明。

市長から施政方針説明がありますので、御静聴願います。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 議長のお許しをいただきましたので、平成28年3月定例会市議会の開催に当たりまして、市政に対する方針を申し上げ、市民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、現在、国を挙げて取り組んでいる地方創生と人口減少対策は、本市にとりまして、特に喫緊の課題でございます。国の動きに呼応し、本市においても、昨年12月に上天草市まち・ひと・しごと・創生総合戦略を策定しました。平成28年度は、総合戦略に基づく姿勢を本格的に展開してまいります。

前年度に先行して取り組んだ施策をさらに発展させるとともに、新たな施策に積極的に取り組むことで、総合戦略の基本目標である上天草市への人の流れをつくる、安定した魅力ある雇用を

創出する、市民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心して快適な暮らしを創出することとし、人口減少克服と地方創生の推進を図ります。

国の来年度予算においても、地方公共団体が地域の重点課題に主体的に取り組むことができるよう、地方財政措置が講じられております。地方財政計画における地方全体の一般財源総額は、前年度より1,000億円増の61.7兆円が確保されており、地方単独での取り組みも含めた地方創生の必要経費として、地方財政計画において、前年度に引き続き1兆円が確保されております。

さらに、国においては、1月20日に成立した国の平成27年度補正予算により、地域のしごと創生に重点を置いた緊急的で効果の発現が高い分野を対象とする、地方創生加速化交付金が創設されました。国の交付金の申請を見込み、本市におきましては、地域の雇用創出や人の流れの創出など、移住定住、商工業、観光業、農林水産業などの地方創生に関するものについて、平成27年度補正予算にも事業費を計上し、国の財源を有効に活用しながら地方創生を推進することとしています。

さらに、平成28年は、天草五橋開通50周年の節目の年です。離島であった天草地域を九州本土とつなぐ天草五橋は、天草の玄関口として、我々の生活に欠かせないものです。このため、平成28年度は、天草五橋開通50周年記念行事を盛大に実施します。新一号橋の建設工事も開始されており、記念行事の実施により、次の50年に向けた新たなスタートを切ってまいります。

さて、当初予算の概要としましては、平成28年度の一般会計の歳入歳出総額は174億7,101万8,000円、骨格予算として編成した前年度の当初予算と比較して7.8%、12億6,636万7,000円の増となりました。

歳入では、地方税制改正、そして、平成26年度から始まっている地方交付税の一本算定化に向けた激変緩和措置など、上天草市を取り巻く環境の変化に対応して予算計上しています。また、27年度に発生すると見込まれる剰余金のうち、1億円を繰越金として計上するとともに、財政調整基金を4億5,654万4,000円取り崩すこととしています。

歳入のうち、市税や分担金、負担金、使用料及び手数料、繰入金、繰越金など、自主的に収入できる財源で構成される自主財源額は前年度から1億7,217万円増の34億5,565万5,000円となっていますが、これは個人市民税や固定資産税など市税の収入見込み額の増や、基金繰入金の増のほか、ふるさと納税の取り組み拡大によって収入が見込まれる寄附金の計上によるものです。

また、地方交付税、国、県支出金、市債などの依存財源額は前年度から10億9,419万7,000円増の140億1,536万3,000円となっていますが、これは、地方交付税の激変緩和措置による影響などで減となる一方、地域振興基金への積み立てを行うための財源として、合併特例債11億4,000万円を計上したことによるものです。

自主財源比率は、前年度から0.5ポイント減の19.8%となっており、予算のおよそ80%を交付税や補助金、市債など依存財源に頼っている状況が続いております。

歳出では、地方創生を積極的に推進するため、前年度に先行的に取り組んだ施策をさらに発展させたものや、平成28年度から新たに取り組む施策を盛り込んでおり、観光地としての集客力

を拡大させる事業や農林水産物・加工商品の生産・販売を拡大させる事業、子育て、子育てしやすいまちをつくる事業に予算を重点的に配分しています。

一方で、平成31年度の普通交付税の一本算定移行に向け、財政基盤を支える取り組みを進めることとしています。

歳出を性質別経費で見ると、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は84億6,368万6,000円で、前年度比2.4%、2億598万8,000円減額しています。内訳は、人件費が前年度比1.4%、4,262万7,000円の減、扶助費は前年度比1.6%、4,896万1,000円の減、公債費は前年度比4.3%、1億1,440万円の減と、いずれも減額となりました。

投資的経費は11億3,523万5,000円で、前年度比29.5%、4億7,471万1,000円の減となりましたが、これは、姫戸統括支所建設等に係る事業費などの減によるものです。その他、補助費等は、0.9%、2,391万4,000円増の26億5,459万1,000円となっています。

また、繰出金は、前年度比2.7%、3,682万6,000円減の、13億4,133万3,000円となっています。

一般会計を除く特別会計の歳入歳出総額は、国民健康保険特別会計予算事業勘定のほか8会計の合計で、97億2,302万9,000円、前年度比3.1%、3億964万7,000円の減額となりました。

以上のように、一般会計と特別会計の予算総額は271億9,404万7,000円で、前年度が骨格予算であったことなどから、前年度比3.6%、9億5,672万円の増となりました。

なお、水道事業会計予算収益的収支は9億599万2,000円、上天草総合病院事業会計予算収益的収支は37億7,969万円となりました。

平成28年度当初予算は、前年度に引き続き、財政調整基金を繰り入れることとなりました。交付税が段階的縮減期間に入り、財政状況がますます厳しさを増す中で、やむを得ず貯金を取り崩すこととなりましたが、上天草市が将来にわたって活力ある地域社会として発展するよう、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2次総合計画を推進していきます。あわせて、歳入のさらなる確保や、義務的経費の圧縮など歳出の抑制に努め、地域経済の活性化と財政健全化の両立を目指してまいります。

今後も、市民の皆様が安心して暮らすことができ、希望の持てる上天草市を築いていけるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

次に、各部門の方針について申し上げます。

まず、総務企画部門でございます。

昨年は、6月の大雨による国道266号線の全面通行止め、8月の台風による長時間の停電、本年1月の大寒波による断水など、市民生活を直撃するような災害が発生しました。全国的には、今後、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震等の発生が危惧されており、防災関係機関、消防団、自主防災組織等との連携は必要不可欠といえます。

このため、行政には、市民の防災意識を高め、防災政策を継続的、戦略的に実施することが強く求められていることから、昨年12月に上天草市防災対策推進条例を制定し、防災対策の実効

性を担保するとともに、本市の防災力のさらなる充実強化に努めてまいります。

平成28年度の組織再編としましては、将来を見据えた常に最適な組織体制の形成を目指し、政策の強化及び業務量の平準化、効率化を図るため、所属の統合、係の新設及び名称の変更、事務の移管を行ったところです。

主なものとしては、所属の統合については、市民生活部の大矢野窓口センターと環境衛生課を統合、名称を生活環境課とし、また、健康福祉部の健康づくり推進課と保健課を統合、名称を健康づくり推進課としました。係の新設等については、企画政策課企画係の名称を政策推進係とし、シティプロモーションの担当者を配置、また、福祉課に福祉政策の立案、調整等を行う福祉政策係を新たに設置し、あわせて企画政策課まちづくり・統計係を地域振興係にするなど、係の名称を変更しているところです。

入札契約制度につきましては、入札制度の厳格な運用はもとより、改正品確法及び平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針に基づき、地場企業の育成に関する入札及び契約制度の運用に取り組めます。

改正品確法では、現在、将来の公共工事の品質確保に向け、担い手の中長期的な育成・確保に向けた制度を推進することとし、中小企業・小規模事業者の育成に関する施策に配慮する旨の基本方針が閣議決定されています。

本市においても、本趣旨を鑑み、早期に各施策の運用を図り、建設工事の品質を確保するとともに、適正な利潤の確保に向けた取り組みを推進することにより、地場企業の経営安定及び育成を図ります。

過疎地域自立促進につきましては、平成22年に上天草市過疎地域自立促進計画（平成22年度から平成27年度）に基づき、過疎対策事業債を有効に活用しながら、事業実施に取り組んでいるところですが、平成24年の過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、失効期限が平成33年3月末日まで期間延長されており、本市が、平成28年度以降も過疎対策事業債を活用するためには、新たに上天草市過疎地域自立促進計画（平成28年度から平成32年度）を定める必要があります。

当該計画は、市議会の議決を経て定める必要があるため、今議会で御審議いただきたく議案を上程させていただきました。

本計画では、従来から進めてまいりました、産業、交通通信体系等、生活環境、医療・福祉、教育・文化分野におけるハード対策やソフト対策をさらに一層充実させ、地域の活性化に取り組んでまいります。

移住促進につきましては、これまで、新たな人の流れによる地域活性化や人口減少緩和を目的に、移住促進事業に取り組んでまいりました。また、昨年12月に策定した上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「上天草市への人の流れをつくる」を基本目標の一つに設定し、まちの持続的発展に不可欠な定住人口の維持・拡大を図るため、市外から、上天草市に住みたくなる人をふやし、新たな移住へと結びつけ、流入人口の拡大を図るものとしています。

このような状況を踏まえ、来年度は、これまで取り組んできた移住相談アドバイザーの設置や移住情報サイトを活用した情報発信、都市部での移住相談会等に加え、本市の魅力を最大限にアピールする動画の作成や空き家バンク制度、移住お試し施設、定住奨励金等の新たな施策に取り組み、本市の知名度向上及び強力な移住支援体制の確立を図ります。

本市の知名度向上及び強力な移住支援体制の確立は、全国の移住希望者から選ばれる上天草市を目指す上で、決して欠かすことのできないものであり、今後も、移住促進施策の両輪として積極的に推進してまいります。

次に、経済振興部門でございます。

農林水産業の振興につきましては、第2次総合計画で最重点戦略項目に位置づけられており、国、県の補助金を活用した生産基盤の強化や6次産業化の推進に向けた支援に取り組みます。

まず、地域農業の担い手対策については、新規就農者の確保や地域の担い手への農地集積を促進するため、人・農地プランや中間管理事業などの制度を推進するとともに、新品種や新たな生産技術の導入に向けた各種農業者団体への研修助成による担い手の確保及び育成に努めます。

また、新たな取り組みとして、島しょ部で高齢化率の高い湯島・樋合地区において、耕作放棄地解消による農地の再生、地元の農漁業者と連携した観光農園、食と絡めた漁業体験などの体験型観光の開発、受け皿となる地元住民、産業団体等からなる任意団体の設立に対して支援を行います。

耕地関係については、大矢野町京の島地区の基盤整備事業の平成30年度の事業着手に向け、関係地権者の同意を徴集するとともに、予定区域における地形図作成や換地計画の樹立及び換地処分を円滑に推進するための基礎調査や啓発活動、合意形成を行い、事業計画書の作成や法手続等の諸準備を進めます。

林業振興につきましては、上天草市森林計画に基づき、間伐の推進や市有林の適正な維持管理を進めるとともに、自然景観保全などの公益的機能を有する松林を守るため、天草五橋周辺を重点区域とした松くい虫防除対策を引き続き実施します。

有害鳥獣対策につきましては、増加するイノシシ被害の対策強化として、専門の嘱託職員1名を雇用し、地元猟友会との連携によるイノシシ捕獲用箱わなの設置、捕獲隊活動による駆除の強化及び侵入防止対策としての電柵設置助成による防除を進めます。また、住民の皆さまに対しては、イノシシの生態を理解していただき、地域ぐるみで被害軽減対策を進めてもらうために、出前講座の内容充実を図ります。

水産振興につきましては、水産資源の減少や漁業者の高齢化対策として、漁協等関係団体と連携して、魚介類の産卵・生育の場となる藻場再生事業の実施、クルマエビ、タイ、ヒラメ、ガザミなどの種苗放流のほか、市内小中学生を対象に魚食普及に向けたお魚料理教室を実施していきます。また、漁業者が安心して利用できる漁港施設の機能保全に向けた取り組みとして、市内の15漁港について、施設機能保全診断――ストックマネジメントを引き続き行います。

6次産業推進につきましては、上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略の一つ、農林水産

物・加工商品の生産・販売の拡大に基づき、平成27年度に引き続き、収益向上を目指す生産者の支援に取り組みます。

具体的には、民間事業者の開発・加工・販売力の向上を目的とした販売促進スキルアップ研修事業、商品の販売先を拡充することを目的とした関西・上天草交流事業、アンテナショップ出展事業を実施します。また、民間事業者の独創的でユニークなアイデアを取り入れた商品開発から実証販売に対して評価・検証を行うブラッシュアップ事業を実施します。これら一連の事業を行うことで、6次産業に取り組む民間事業者の底上げを図るとともに、民間事業者を牽引する成功モデルを創出します。

海運業につきましては、現在、船員の不足や船員の高齢化が著しいことから、海運業の振興を図る上で必要となる担い手不足を解消することが、喫緊の課題となっています。

この課題解決に向けて、国土交通省の協力を得て、上天草市海運業次世代人材育成推進協議会を本年2月に設置しました。平成28年度からは、本推進協議会を中心に、海運業の魅力や果たす役割等について広く市内外に周知することで、市内はもとより、市外からの船員確保を図り、移住促進にもつなげてまいります。

また、上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向けた施策として、海運業の振興と担い手の育成を掲げ、就職・進学・人材育成の観点から、海運事業者、船員に対する支援を行い、海運業の振興に努めてまいります。

創業支援事業につきましては、起業・創業に意欲的な事業者の相談に対応する支援体制を整備するため、創業支援事業計画に基づき、平成28年4月から上天草市商工会、天草信用金庫の協力を得て、上天草市起業創業者支援ネットワークの活動を開始します。

本ネットワークにおける主な支援につきましては、構成団体に起業・創業に係る相談窓口を設けるとともに、経営、財務、人材育成及び販路拡大などをカリキュラムとする創業支援塾を開講し、起業・創業を目指す民間事業者を支援します。今後は、上天草市起業創業者支援ネットワークを中心に、天草市のA m a - b i Z（アマビズ）の協力も得ながら、民間事業者の起業・創業の喚起を促し、産業の活性化につなげたいと考えております。

本市の基幹産業の一つである観光産業につきましては、上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、ターゲットを設定した観光メニューの開発、観光客誘致に向けたイベントの充実と情報発信の強化、集客力を高める受け入れ環境整備の推進、観光産業を担う経営者等の人材育成並びに組織化に向けて、効率的かつ効果的な施策を展開してまいります。

また、ことしは、天草五橋開通50周年、雲仙天草国立公園指定60周年と、県内外から注目を集めるビッグチャンス的一年であり、観光振興において転換期となる大事な一年になると捉えています。

交流人口と観光産業の裾野をさらに拡大し、仕事を生み出して、定住・移住の促進につなげていくため、熊本県などと連携したV I S I Tあまくさプロジェクトとしてさまざまな取り組みを行い、上天草市においても1年間を通して多くのイベントを実施してまいります。

また、昨今、アジア経済の伸張は目覚ましく、多くの国々で海外旅行ブームが起こっています。今後、グルメや温泉など既存の観光資源に加え、クルージングやトレッキングなど海・山の自然を活用したオールシーズンの観光地として積極的にPRし、韓国はもとより台湾・香港等からの外国人誘客事業を展開してまいります。

次に、建設部門でございます。

上天草市普通建設事業計画に基づき、道路・橋梁の整備として、社会資本整備総合交付金を活用した改良事業、舗装事業、橋梁補修事業、大規模修繕補助を活用した樋島大橋の改修事業を予定しております。また、橋梁点検、道路施設点検を行うことで適切な維持管理計画を立て、計画的な補修事業を行ってまいります。県事業の推進として、幹線道路、国道、県道整備の早期完成を目指し、国、県及び関係機関に対し、要望活動を継続して行なってまいります。

港湾施設の整備としましては、港整備交付金を活用した江樋戸港の改修事業を引き続き計画しております。また、本年度からの3年間で海岸施設の長寿命化計画を作成し、今後の維持管理及び改修計画を策定するよう計画しております。

水環境につきましては、本市の汚水処理人口普及率は46.67%と県下でもかなり低い現状ですが、産業の基盤となる公共用水域の水質保全や市民の住環境の向上のため、下水道への加入促進及び合併浄化槽の普及促進の一層の強化を図ってまいります。

また、下水道事業は市の財政運営に与える影響が大きいことから、経営基盤の強化が急務であり、長期的に安定した経営の維持のため、経営の健全性や計画性、透明性の向上が求められている状況であり、本市においては、平成29年4月1日から法適化による企業会計に移行し、経営の健全性等が向上するよう計画しております。下水道施設におきましては、下水道長寿命化計画に基づき、計画的に施設の改修を行い、事故発生や機能停止を未然に防止し、安定した汚水処理を行ってまいります。

住宅につきましては、全国的に適切な管理が行われていない空き家等が多く、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている状況です。

その改善及び空き家等の活用を促進するため、国は昨年5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法を施行されたところであり、本市においても、平成28年度に市内全域の空き家の実態調査を実施し、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

次に市民生活部門でございます。

環境衛生業務につきましては、上天草市環境基本計画、計画期間平成23年度から平成32年度でございますが、その計画に掲げる「人と海がふれあう環境にやさしいまち上天草市」の実現に向け、美しい海を保全するまちづくりやごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくりに引き続き取り組んでまいります。

美しい海を保全するまちづくりににつきましては、市民及び事業者と連携し、市民の環境に対する理解や意識を高め、海岸清掃等の環境保全活動に対する支援や生活排水対策のさらなる推進を図ってまいります。

また、ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくりにつきましては、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R運動の取り組み強化を図り、適正かつ効率的なごみ処理体制の整備に努めるとともに、レジ袋削減推進運動及び生ごみを堆肥化する「キエーロ」を含む生ごみ処理機購入費補助事業も継続してまいります。

なお、本市におきましては、地球温暖化対策に積極的に取り組むため、上天草市地球温暖化対策実行計画の区域施策編を策定しているところであり、家庭内における省エネルギー化を着実に推進するため、行政も積極的に支援をしていく必要があることから、家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化、最適化を図ることを目的として、これまで行ってきた太陽光発電システム設置者への助成制度を最新の省エネルギーシステム設備にまで拡充して実施してまいります。

マイナンバー制度につきましては、平成28年1月から社会保障・税・災害対策等の各種行政手続において、マイナンバーの運用が開始されたところではありますが、このマイナンバー制度のさらなる周知及び個人番号カードの普及促進に努めてまいります。

また、大矢野庁舎、松島庁舎、姫戸・龍ヶ岳統括支所の各窓口において、住民票・戸籍等の証明書の交付、各種申請書等の受け付けなどの業務の一部を民間に委託し、迅速かつ親切、丁寧な事務処理に努めているところですが、今後もさらに検証を行い、市民目線に立ち、利用しやすく親しまれる市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、健康福祉部門でございます。

子ども・子育て支援につきましては、人口減少社会の到来と少子化の進行、地域の子育て力の低下などから抜本的な制度改革が求められ、昨年4月から、子ども・子育て支援の新制度へ移行しました。

本市においても、子ども・子育て支援法に定められた5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画、計画期間平成27年度から平成31年度を昨年3月に策定しましたが、計画の基本理念である、安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちが実現できるよう、計画に基づき、適切な制度運用と積極的な事業施策を推進してまいります。

障がい者福祉につきましては、本市の障がい者福祉施策を推進するための指針となっております第2期上天草市障がい者計画、計画期間平成25年度から平成29年度及び昨年3月に策定しました平成27年度から平成29年度の障害福祉サービス見込み量等を定めた第4期上天草市障がい福祉計画に基づき、計画の基本理念としております安心、快適な暮らしづくりのための施策を展開してまいります。

地域福祉につきましては、上天草市地域福祉計画に沿って、社会福祉協議会を初めとした関係団体や医療機関等との連携のもと、長期的な視点に立ち、自助・共助・公助を効率的かつ効果的に推進できるよう、地域に根差した体制づくりを進めてまいります。

また、災害対策基本法に定められました避難行動要支援者名簿の作成につきましては、近年の自然災害多発状況を踏まえ、さらなる名簿の拡充を進めていくとともに、消防、警察、社会福祉

協議会等との情報の共有を図り、災害発生時において、実効性のある避難支援がなされるよう、関係機関等との協議を進めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、最大の課題は健全な財政運営であり、財政基盤の安定化を図るため、医療費に見合った国保税収入を確保できるよう、適正な賦課・徴収を行ってまいります。

また、平成28年度からの新たな取り組みとしましては、病院受診者のデータを医療機関から提供いただき特定健診としてカウントする仕組みを構築し、国保連合会と連携しながら、上天草市民の健康データの収集、分析を行い、さらなる医療費削減に努めてまいります。

市民の皆様の健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防や重症化予防のため、上天草市健康づくり推進計画に基づき、ライフステージに応じた保健事業を実施していますが、平成28年度は、幅広い年代での受診の機会を増やすために、子宮頸がん検診の個別検診実施機関を上天草市隣接の地域へ拡大して実施してまいります。

また、全身の病気や生活習慣との関係が注目されています歯周病について、満40歳から70歳までの10歳刻みの年齢の方を対象に、市内の歯科医療機関において、個別での歯周病検診を実施いたします。

高齢者福祉の推進につきましては、上天草市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画に基づき推進してまいります。

今後も少子高齢社会が進み、高齢者の人口は増加することが予想されます。高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、自立した生活を支えるサービスの推進を図るため、食の自立支援、軽度生活援助、住宅改造助成事業等を行い、緊急通報装置を活用したひとり暮らし高齢者等の見守り活動や、老人クラブの活動推進、シルバー人材センターへの助成等による社会参加活動を促進してまいります。

また、介護保険事業につきましては、適正な介護サービス費の給付に努めるとともに、地域の支え合いによる地域包括ケアシステムの構築に向け、安心して暮らせる環境の整備を図ります。

介護予防・日常生活支援総合事業に関しましては、生活支援コーディネーターを置き、事業者、団体、地域の協力を得ながら、地域の実情に合ったサービスの提供ができるよう検討してまいります。

現在進めている養護老人ホーム和光園の民営化につきましては、平成27年度に民営化実施計画書を策定いたしましたので、平成28年度は、委譲先の公募、選定を実施し、入所者の皆様が不安を持たれないよう十分な配慮を行い、また、サービスの停滞を起こさないよう留意しながら委譲先法人との引き継ぎを行い、平成29年4月の民営化に向けて進めてまいります。

次に、教育部門でございます。

学校教育につきましては、学力の向上と不登校児童・生徒の減少、未然防止を重点課題として取り組みを進めます。

これらを達成するため、研究推進校を指定し、研究成果を市内の全教職員で共有し課題解決に

努めます。あわせて、教員の指導力向上についても、引き続き取り組んでまいります。

さらに、ふるさとを愛する心を育む教育は、平成27年度に市独自で作成した資料をもとに、授業を初め様々な場面で展開してまいります。なお、グローバル人材を育成する観点から、保育園、小学校、中学校をつなぐ英語教育につきましては、これまで通り取り組んでまいります。

学校施設の整備につきましては、大矢野中学校の水道設備等の改修工事を実施します。

次に、社会教育について申し上げます。

本年度から、地域教育力醸成と安心子育て支援の島づくり事業に取り組むことしております。この事業は、子育て世代の定住人口増加を目指し、市内在住の児童生徒が将来転出した後に、自分の家族と仕事を一緒に連れて帰るために必要な子育て支援環境の充実のため、関係機関が一体となり取り組むものです。

公民館活動ではいきいき成人大学を開催し、市民の皆様のニーズに対応した生きがいをづくりに努めてまいります。また、国際文化体験活動事業、人権教育、文化振興、市史編さん事業についても、継続的に実施してまいります。

スポーツの推進につきましては、市体育協会や総合型地域スポーツクラブ、種目団体等と協力し、競技力の向上、スポーツ大会や合宿の誘致に取り組んでまいります。

小学校の運動部活動の社会体育化については、昨年、児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の在り方検討委員会を設置いたしました。今後も、引き続き委員の皆様から御意見をいただき、本市の方針を決定していくこととしております。

最後に、地域と家庭、学校が連携して教育活動が一層充実するよう、学習支援、いじめ・不登校防止、子供たちの安全・安心の三つを大きな柱とした、上天草版コミュニティ・スクールをさらに推進します。

最後に、水道事業でございます。

主な事業として、八代生活環境事務組合からの送水管の老朽化に伴う改修計画や市内の老朽管対策として、高戸地区配水管布設替工事等を実施予定です。

また、管路台帳の整備や水道施設管理システムの導入をあわせて実施することにより、浄水の安定的な供給に努めてまいります。

市民の皆様並びに市議会議員各位におかれましては、より一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。施政方針の説明とさせていただきます。

御清聴いただきまして、ありがとうございました。

○議長（田中 勝毅君） これで施政方針説明を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時58分

日程第 6 承認第 1号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

- 日程第 7 議案第 1 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2 号 上天草市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 4 号 上天草市行政不服審査会設置条例の制定について
- 日程第 11 議案第 5 号 上天草市行政不服審査会の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 6 号 公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 7 号 上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 8 号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 9 号 上天草市消費生活センターの組織、運営及び情報の安全管理に関する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 10 号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 11 号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 12 号 上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 13 号 上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 14 号 平成 27 年度上天草市一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 21 議案第 15 号 平成 27 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 22 議案第 16 号 平成 27 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 23 議案第 17 号 平成 27 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 24 議案第 18 号 平成 27 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 議案第 19 号 平成 27 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 2 6 議案第 2 0 号 平成 2 7 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 1 号 平成 2 7 年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 2 号 平成 2 7 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 3 号 平成 2 7 年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度上天草市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 6 号 平成 2 8 年度上天草市一般会計予算
- 日程第 3 3 議案第 2 7 号 平成 2 8 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 3 4 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度上天草市診療所特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 2 9 号 平成 2 8 年度上天草市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 0 号 平成 2 8 年度上天草市斎場特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 1 号 平成 2 8 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度上天草市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度上天草市電気事業特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 6 号 平成 2 8 年度上天草市水道事業会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 7 号 平成 2 8 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
- 日程第 4 4 議案第 3 8 号 上天草市過疎地域自立促進計画（平成 2 8 年度～平成 3 2 年度）を定めることについて
- 日程第 4 5 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度上天草市水道事業会計利益剰余金の処分について
- 日程第 4 6 報告第 1 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第 4 7 報告第 2 号 専決処分の報告について（訴えの提起について）
- 日程第 4 8 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 9 同意第 1 号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（田中 勝毅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、承認第1号から日程第49、同意第1号までの以上44件を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 平成28年第1回上天草市議会定例会に提案します議案について御説明いたします。

今定例会には、専決処分の報告並びにその承認を求めることについての承認案件1件、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてなど条例議案13件、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第9号）など予算議案24件、上天草市過疎地域自立促進計画（平成28年度から平成32年度）の策定についてなどの議案2件、専決処分の報告についての報告案件2件、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての諮問案件など2件、計44件を提出いたします。

各議案の詳しい内容につきましては所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議いただきまして、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、執行部より順次議案内容の説明を求めます。

まず、承認第1号を市民生活部長。

○市民生活部長（緒方 雅文君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書の1ページをお開きください。

承認第1号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、御説明いたします。

上天草市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第21号、上天草市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の条例改正は、平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことに伴い、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令の施行及び地方税法分野における個人番号利用手続の一部見直しについてが通知されたことにより、関係規定を整備するものでございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、説明資料の1ページをお開きください。

平成28年度与党税制改正大綱において、地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続とあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類、市民税の減免申請書等について個人番号の記載を要しないこととされ、本人確認手続等における納税義務者等の負担を軽減するものでございます。

関係条項としましては、第51条の市民税の減免及び第139条の3の特別土地保有税の減免でございます。

この条例は、個人番号等の利用が開始される平成28年1月1日から施行するものであります。提案理由といたしましては、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令の施行等による地方税法施行規則の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

御審議いただき、御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第1号から議案第8号まで8件を総務企画部長。

○総務企画部長（川端 義孝君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第1号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書の3ページ、あわせて議案説明資料の2ページをお願いします。

本提案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、関係する3条例の整理等を行うものでございます。

内容といたしましては、第1条の上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法第24条における項の繰り上げに伴い、改正するものでございます。

第2条の上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、同じく項の繰り上げに伴う改正のほか、同法第25条において等級別基準職務表の条例化及び職務の明確化が規定されたことに伴い、等級別に基準となる職務を規定し、現行の級別職務分類表を改正するものでございます。

第3条の上天草市人事行政の運営の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、同法第58条の2において、人事行政の運営等の状況の報告事項に人事評価が追加されたことに伴い、職員の人事評価の状況を規定し、その他所要の改正を行うものでございます。

提案の理由といたしましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例の整理等を行う必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の6ページをお願いしたいと思います。

議案第2号、上天草市職員の退職管理に関する条例の制定について御説明いたします。

今回の提案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正地方公務員法に、新たに職員の退職管理に関する規定が設けられたことから、上天草市職員の退職管理に関する条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、営利企業等に再就職した元職員に対し、退職前の職務に関して現職職員への働きかけを禁止すること及び再就職情報の届出義務を規定しております。

提案の理由といたしましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を条例で定める必

要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案書の 8 ページをお願いします。あわせて議案説明資料の 6 ページをお願いします。

議案第 3 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

今回の提案は、改正行政不服審査法が 4 月 1 日に施行されることなどに伴いまして、関係する 5 本の条例を整備する条例を制定するものでございます。

改正の内容といたしましては、まず、行政手続条例、給与条例、税条例においては、改正行政不服審査法により、異議申し立てが審査請求に一元化されたことに伴う文言の整理と、法律番号及び条項のずれの整理などがございます。

次に、固定資産評価審査委員会条例においては、審査申出書及び決定書に記載する事項の追加など、手続に関する規定を整理しております。

最後に、手数料条例においては、手数料の徴収根拠に行政不服審査法の規定を追加し、審査請求における提出書類等の写しの交付手数料を規定しております。

提案の理由といたしましては、行政不服審査法の施行に伴い、関係条例を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案書の 11 ページをお願いしたいと思います。

議案第 4 号、上天草市行政不服審査会設置条例の制定について御説明いたします。

今回の提案は、行政不服審査法の施行に伴いまして、同法第 81 条の規定により地方公共団体の附属機関として、行政不服審査法の権限に属させられた事項などを処理するための第三者機関を設置することとされたことから、上天草市行政不服審査会を設置する必要があるため、この条例を制定するものでございます。

提案の理由といたしましては、行政不服審査法第 81 条の規定に基づき、上天草市行政不服審査会を設置する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく御願いいたします。

引き続きまして、議案書の 14 ページをお願いいたします。あわせて議案説明資料の 13 ページをお願いします。

議案第 5 号、上天草市行政不服審査会の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

今回の提案は、行政不服審査法第 81 条の規定により上天草市行政不服審査会を設置すること

に伴いまして、関係する4本の条例を整備する条例を制定するものでございます。

改正の内容は、まず、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例においては、行政不服審査会等の委員の報酬などを規定するものでございます。

次に、情報公開条例、個人情報保護条例においては、情報公開・個人情報保護審査会を行政不服審査会と統合することなどにより、関係規定を整備するものでございます。

最後に、上天草市附属機関設置条例においては、行政不服審査会を規定し、情報公開・個人情報保護審査会の規定を削除するものでございます。

提案の理由といたしましては、上天草市行政不服審査会の設置に伴い、関係条例を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案書の20ページをお願いしたいと思います。

議案第6号、公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

本条例は、市の公の施設において、暴力団を利することとならないよう、本市として必要な措置を講ずることを目的として制定するものでございます。

この条例の制定により、上天草市から暴力団の排除の推進、市民の安全で平穏な生活の確保につながるものでございます。

提案の理由といたしましては、公の施設から暴力団を排除するため、関係条例を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案書の23ページとあわせて議案説明資料の34ページをお願いしたいと思います。

議案第7号、上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本提案は、消費者行政に関する事務を経済振興部から市民生活部に移管するに伴い、行政組織を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、本市の消費者行政は、現在、経済振興部所管の消費生活センターを主体として相談業務等を実施しているところでございます。今後、さらなる事案への円滑な対応及び市民の利便性の向上に向けまして、市民からの相談業務等を窓口業務所管の市民生活部に集約することが必要であるため、経済振興部から市民生活部に消費者行政に関する事務を移管するものでございます。

提案の理由としましては、消費者行政に関する事務を経済振興部から市民生活部に移管するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案書の24ページ、説明資料35ページをお願いします。

議案第8号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本提案は、国人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて、一般職の職員の給与を改正するものでございます。

主な改正内容は、平成27年4月1日にさかのぼり、給料月額を平均0.34%引き上げることと初め、勤勉手当を0.1月分引き上げるものでございます。

また、平成28年4月から、医療職の給料表を除く全ての給料表適用者を対象に、給与制度の総合的見直しを実施し、給料月額を平均2%引き下げるほか、派遣研修に伴い県外に勤務する職員及び医療職給料表の適用を受ける職員に対する地域手当について、支給割合を改定するものでございます。

提案の理由といたしましては、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて職員の給与を改定するため、条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第9号を経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） おはようございます。よろしくお願いたします。

議案第9号、上天草市消費生活センターの組織、運営及び情報の安全管理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書の56ページをお願いいたします。

近年の消費生活相談の広範・複雑・高度化や、高齢者の被害の増加等を受け、地方消費者行政のさらなる体制強化が求められていることを背景といたしまして、消費者安全法が平成26年6月に改正され、平成28年4月から施行されます。

この改正に伴い、本法律第10条の2において、消費生活センターを設置する市町村は、内閣府令第8条で定める基準を参酌し、消費生活センターの組織、運営及び情報の安全管理について条例で定めることとされております。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第10号を市民生活部長。

○市民生活部長（緒方 雅文君） 議案書の58ページをお開きください。

議案第10号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

平成26年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の

履行を確保する観点から、国税の猶予制度が見直され、これを受け、地方税の猶予制度についても所要の見直しが行われることとなり、平成27年度税制改正において、地方税法が改正されたところでございます。

今回の地方税法の改正は、納税者の申請による換価の猶予制度の創設など、平成26年度の国税の改正を踏まえたものになっているところですが、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、猶予に係る担保の徴取基準など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされたことから、関係規定を追加するものでございます。

説明資料の43ページをお開きください。

改正内容としましては、第8条から第13条に徴収猶予及び換価の猶予に関する条文を追加し、第18条及び第23条を関係規定として変更するものでございます。

第8条につきましては、徴収猶予に係る分割納付の方法等を規定するものでございます。

第9条につきましては、徴収猶予の申請手続に係る申請書の記載事項及び添付書類等を規定するものでございます。

第10条につきましては、条文ずれの措置として規定するものでございます。

第11条につきましては、職権による換価の猶予の手続に係る分割納付の方法等を規定するものでございます。

第12条につきましては、申請による換価の猶予の申請手続に係る申請期限、分割納付の方法、申請書の記載事項及び添付書類等を規定するものでございます。

第13条につきましては、猶予制度に係る担保の徴取基準を規定するものでございます。

第18条につきましては、第8条第1項へ条文、条項の整備のため変更するものでございます。

第23条につきましては、第9条第2項第4号へ条文、条項の整備のため変更するものです。

この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議いただき、御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第11号から議案第12号まで2件を健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎 秀満君） おはようございます。

それでは、議案書64ページをごらんいただきたいと思います。あわせて議案説明資料の48ページ、新旧対照表をごらんください。

議案第11号、上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について御説明をいたします。

この条例は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、子どものための教育・保育給付に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設を利用する支給認定、子どもに係る支給認定保護者又は

扶養義務者が負担する額等について、災害発生時等の徴収・減免等を含めた関係規定を定めるもので、全6条で構成をしております。

第1条に趣旨を、第2条に定義を、第3条に利用者負担額を、第4条に利用者負担額の徴収を、第5条に利用者負担額の減免を、第6条に委任に関する規定をそれぞれ定めております。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行するとしております。

提案の理由といたしましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の減免等について、条例で定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第12号、上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書66ページをお願いいたします。あわせて、議案説明資料の50ページの新旧対照表をお開きください。

本条例の制定につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されたことによりまして関係条例を改正するもので、認知症対応型通所介護について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成28年度から運営推進会議の設置を義務づけるなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ、地域との連携等に関する規定について基準の改正を行うものでございます。

議案書71ページ附則に、この条例は平成28年4月1日から施行するとしております。

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第13号を病院事務部長。

○上天草総合病院事務部長（松本 精史君） 議案書72ページをお願いいたします。

議案第13号、上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案説明資料67ページの新旧対照表をあわせてごらんいただきますよう、お願いいたします。

給与制度の総合的見直しにより、医師の地域手当の支給割合を引き上げることに鑑み、当院においても、同条第7条中の医師級の地域手当の支給割合100分の15を100分の16に改めるものでございます。

附則といたしまして、条例施行期日を平成28年4月1日から施行するものでございます。また、平成28年度に限り、県条例に合わせまして100分の15.5とするものでございます。

提案理由でございますが、医療職給与表（一）、医師級の適用を受ける職員に支給する地域手当の支給割合を改定する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第14号を総務企画部長。

○総務企画部長（川端 義孝君） 議案第14号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

皆さんのお手元に説明文を配付しておりますので、読み上げて説明させていただきます。なお、50万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。また、予算の執行実績に基づく補正につきましても、説明を省略させていただきたいと思っております。

予算書1ページをごらんください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億6,487万1,000円を減額し、予算総額を179億7,329万5,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

第2表の繰越明許費につきまして説明いたします。

15（款）総務費は、自治体情報セキュリティ強化対策事業ほか2件、20（款）民生費は、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業ほか3件、25（款）衛生費は、海岸漂着物等地域対策推進事業、35（款）農林水産業費は、農業農村建物施設等管理事業ほか8件、40（款）商工費は、スパ・タラソ天草漏水改修事業ほか8件、45（款）土木費は、上天草市道路防災点検事業ほか8件、60（款）災害復旧費は、現年発生農地等災害復旧事業ほか6件の、それぞれの計上でございます。総額9億8,997万5,000円を平成28年度に繰り越す予定としております。

8ページをお願いします。

第3表の債務負担行為の補正につきましては、法律事務業務委託料ほか38件、総額2億7,538万5,000円の計上です。

11ページをお願いします。

第4表の地方債の補正は、緊急防災・減災事業債及び一般補助施設整備等事業債の増額、過疎対策事業債、合併特例債、自然災害防止事業債、災害復旧事業債、全国防災事業債の減額により総額2億2,280万円を減額し、18億8,802万4,000円とするものでございます。

14ページをお願いします。

歳入の主なものについて説明いたします。

今回の補正につきましては、実績見込みによる補正を主に計上しており、50万円以上を補正する項目を中心に説明させていただきます。

10（款）市税は、徴収実績に応じ、増額又は減額しております。

内訳といたしまして、10（項）市民税を4,984万7,000円、15（項）固定資産税を4,539万2,000円、20（項）軽自動車税を58万4,000円、40（項）入湯税を110万8,000円それぞれ増額し、25（項）市たばこ税を1,056万4,000円減額しております。

25（款）地方消費税交付金は、交付実績により7,000万円の増額としております。

15ページをお願いします。

30（款）ゴルフ場利用税交付金は87万3,000円、35（款）自動車取得税交付金は200万円、それぞれ交付実績により増額しております。

45（款）地方交付税1,123万3,000円の増額は、普通交付税の追加交付による計上でございます。

55（款）、10（項）分担金410万円の減額は、単県治山事業及び農林水産施設災害復旧事業費に係る受益者分担金について、事業実績に応じた減額などの計上でございます。

55（款）、15（項）負担金95万4,000円の減額は、老人ホーム入所者及び扶養義務者負担金の減額によるものでございます。

16ページをお願いします。

60（款）、10（項）使用料43万円の増額は、実績による港湾施設使用料の減額や港湾用地使用料の増額などの計上でございます。

65（款）国庫支出金、10（項）国庫負担金を233万8,000円減額しております。

内訳といたしまして、10（目）民生費国庫負担金3,231万5,000円の増額は、国民健康保険基盤安定負担金などの実績による計上でございます。

15（目）衛生費国庫負担金95万6,000円の減額は、実績による計上でございます。

20（目）災害復旧費国庫負担金3,369万7,000円の減額は、災害査定で事業費が減額となったことによる負担金の減額でございます。

19ページをお願いします。

65（款）国庫支出金、15（項）国庫補助金を7,105万3,000円増額しております。

内訳としまして、17ページに戻っていただき、10（目）総務費国庫委託金9,877万7,000円の増額は、番号制度国庫補助金、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金、地方創生加速化交付金の計上によるものでございます。

15（目）民生費国庫補助金1億4,184万1,000円の増額は、18ページをお開きいただき、国の補正予算により実施される年金生活者等支援臨時給付金に係る給付費補助金及び事務費補助金の計上によるもので、実績による子ども・子育て支援交付金などの減額も計上しております。

30（目）土木費国庫補助金297万6,000円の減額は、19ページをお開きいただきまして、市営住宅改修事業補助金（社会資本整備総合交付金）などの計上でございます。

40（目）教育費国庫補助金は、遠距離通学補助金などの実績により139万円の減額となりました。

45（目）商工振興費補助金1億6,539万円の減額は、前島地区総合開発整備事業に係る社会資本整備総合交付金の減額及び先導的官民連携支援事業の減額の計上でございます。

20ページをお開きください。

70（款）県支出金、10（項）県負担金を4,928万9,000円減額しております。

内訳といたしまして、19ページをお願いしたいと思います。

10（目）民生費県負担金2,280万9,000円の増額は、国民健康保険基盤安定負担金などの実績による計上でございます。

20ページをお願いします。

25（目）災害復旧費県負担金7,162万円の減額は、災害査定による事業費の減額に伴う農林水産施設災害復旧費負担金の減額です。

22ページをお願いします。

70（款）県支出金、15（項）県補助金を1億2,762万円減額しております。内訳といたしまして、20ページをお願いしたいと思います。

10（目）総務費県補助金を55万1,000円、15（目）民生費県補助金を8,124万6,000円、それぞれ実績などにより減額しております。

21ページをお願いします。

20（目）衛生費県補助金635万6,000円の増額は、国の補正予算に伴う熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の増額による計上でございます。

25（目）農林水産業費県補助金5,050万7,000円の減額は、大道地区水産流通基盤整備事業などの実績による計上でございます。

22ページをお願いします。

30（目）商工費県補助金83万円の増額は、自然環境整備事業に対する補助金の計上でございます。

35（目）土木費県補助金300万円の減額は、熊本県土砂災害危険住宅移転事業補助金の活用実績がなかったことによる減額でございます。

40（目）消防費県補助金50万円の増額は、消防施設設備整備費補助金の計上でございます。

70（款）県支出金、20（項）委託金180万4,000円の減額は、徴税費委託金や国勢調査委託金などの実績による計上でございます。

23ページをお開きください。

75（款）財産収入、10（項）財産運用収入は、教員住宅貸付収入などの実績による60万9,000円の減額でございます。

80（款）、10（項）寄附金4,500万円の増額は、ふるさと応援寄附金の見込み額の計上でございます。

85(款)繰入金、15(項)基金繰入金は1億5,310万6,000円の減額でございます。内訳といたしまして、25(目)まちづくり事業推進基金繰入金675万7,000円の減額と、35(目)地域振興基金繰入金100万円の減額は、充当事業の実績による計上でございます。

45(目)姫戸庁舎建設基金繰入金1億4,377万5,000円の減額は、姫戸庁舎建設事業等の財源を合併特例債に振りかえたことによる計上でございます。

50(目)奨学基金繰入金60万円の減額と、100(目)上天草高等学校応援基金繰入金88万3,000円の減額は、充当事業の実績による計上でございます。

24ページをお願いします。

95(款)諸収入、10(項)延滞金、加算金及び過料は、市税延滞金の徴収実績として450万円の増額を計上しております。

95(款)諸収入、35(項)雑入626万8,000円の増額は、市町村交付金のオータムジャンボ宝くじ収益配分金及び後期高齢者医療療養給付費返還金の増額などの計上でございます。

27ページをお願いします。

99(款)、10(項)市債は2億2,280万円の減額となっております。

戻っていただきまして、25ページをお願いします。

50(目)災害復旧事業債の1億6,650万円の減額は、災害査定による事業費の減額や補助事業から単独事業への組み替えに伴う計上でございます。

55(目)過疎対策事業債の5,420万円の減額は、起債充当事業の実績に伴う計上でございます。

26ページをお願いします。

75(目)合併特例債の830万円の減額は、事業実績に伴う減額及び姫戸統括支所建設事業に係る増額を計上しております。

80(目)自然災害防止事業債の240万円の減額は、単県治山事業の事業実績に伴う計上でございます。

27ページをお願いします。

95(目)緊急防災・減災事業債の950万円の増額は、小学校施設非構造部材落下防止事業の一部を単独事業へ組み替えたことによる計上でございます。

96(目)全国防災事業債の1,110万円の減額は、小学校施設非構造部材落下防止事業に係る緊急防災・減災事業債への組み替え及び事業費の減額による計上でございます。

98(目)一般補助施設整備等事業債の1,020万円の増額は、国の補正予算に伴って実施する自治体情報セキュリティ強化対策事業に係る計上でございます。

28ページをお願いします。

続きまして、歳出予算の主な内容について御説明いたします。

今回の歳出予算の補正につきましては、実績見込みによる事務経費の減額補正を主に計上しておりますので、50万円以上を増額する事業を中心に説明させていただきます。また、歳出予算の

うち、給与改定に関する経費につきましては説明を省略させていただきます。

10(款) 議会費、10(項) 議会費は1,006万円の減額でございます。

36ページをお願いします。

15(款) 総務費、10(項) 総務管理費は、総額5,272万6,000円の減額でございます。

28ページに戻っていただきまして、10(目) 一般管理費は5,795万2,000円の減額です。

29ページをお願いします。

15(目) 財政管理費の581万8,000円の増額は、ふるさと応援寄附金事務の一括代行業務委託料の計上でございます。

20(目) 文書広報費は411万3,000円の減額でございます。

31ページをお願いします。

40(目) 窓口センター費は471万円の減額です。

45(目) 企画費は458万2,000円の増額でございます。

33ページをお願いします。

主な要因といたしまして、地方創生加速化交付金を活用して行う移住促進事業として、移住シティプロモーション委託料や婚活イベントなどに係る事業費の計上でございます。

34ページをお願いします。

70(目) 電子計算費は1,243万4,000円の増額でございます。

35ページをお願いします。

主な要因は、国の補正予算に伴って実施する自治体情報セキュリティ強化対策事業に係る委託料及び備品購入費の計上でございます。

36ページをお願いします。

75(目) 地域づくり推進事業費は675万7,000円の減額でございます。

80(目) 諸費は135万2,000円の減額でございます。

37ページをお願いします。

15(款) 総務費、20(項)、10(目) 戸籍住民基本台帳費399万4,000円の増額は、番号制度に係る通知カード及び個人番号カード関連事務の委任に係る交付金の計上でございます。

38ページをお願いします。

15(款) 総務費、25(項) 選挙費は232万6,000円の減額でございます。

39ページをお願いします。

15(款) 総務費、30(項) 統計調査費は57万5,000円の減額でございます。

43ページをお願いします。

20(款) 民生費、10(項) 社会福祉費は、総額1億2,969万3,000円の増額でございます。

お戻りいただきまして、39ページをお願いしたいと思います。内訳といたしまして、10(目) 社会福祉総務費は5,647万9,000円の増額でございます。

40ページをお願いします。

主な要因は、国保会計保険基盤安定繰出金及び国保会計財政安定化支援繰出金の増額でございます。

41ページをお願いします。

15(目)社会福祉施設費は、和光園外壁等改修工事などによる4,527万9,000円の減額でございます。

20(目)障害者福祉費275万7,000円の減額は、実績に伴う更生医療給付の増額及び移動支援事業の減額などがございます。

42ページをお願いします。

25(目)老人福祉費は5,261万7,000円の減額でございます。

40(目)後期高齢者医療費は274万1,000円の減額です。

80(目)諸費は1億7,703万4,000円の増額でございます。

43ページをごらんください。

国の補正予算に伴って実施する年金生活者等支援臨時福祉給付金などの増額でございます。

45ページをお願いします。

20(款)民生費、15(項)児童福祉費は、総額7,090万2,000円の減額でございます。

戻っていただきまして、44ページをごらんください。

15(目)児童措置費の4,943万円の減額は、開所時間延長促進事業補助金の減額、私立保育施設型給付費の増額などの計上でございます。

20(目)児童手当費の1,192万円の減額は、児童手当などの実績による計上でございます。

45ページをごらんください。

25(目)母子父子福祉費は、306万7,000円の減額でございます。

40(目)子ども医療費は、実績に伴う645万2,000円の減額でございます。

20(款)民生費、20(項)生活保護費の546万2,000円の増額は、生活扶助費等国庫負担金過年度分返還金の計上でございます。

47ページをごらんください。

25(款)衛生費、10(項)保健衛生費は、総額1,606万5,000円の減額です。

45ページに戻っていただきまして、10(目)保健衛生総務費は900万9,000円の減額です。

46ページをごらんください。

主な要因は、熊本県へき地医療自治体病院開設者協議会負担金などの減額でございます。

20(項)予防費の655万2,000円の減額は、予防接種負担金の減額でございます。

47ページをごらんください。

25(款)衛生費、15(項)清掃費の490万円の増額は、国の補正予算に伴う海岸漂着物等地域対策推進事業委託料の計上でございます。

25(款)衛生費、20(項)病院費の630万円の減額は、上天草総合病院看護学校改築事業に係る一般会計出資金の減額によるものでございます。

50ページをごらんください。

35(款)農林水産業費、10(項)農業費は118万4,000円の減額です。

戻っていただきまして、48ページをごらんください。

20(目)農業振興費は356万4,000円の増額でございます。

地方創生加速化交付金を活用して行うブラッシュアップ事業や、49ページをお開きいただきまして、市産品開発支援事業、販売促進スキルアップ研修事業、関西・上天草交流事業、熊本マルシェ美味かモン出店事業、地元産品のブランド強化及び販売促進強化事業などの計上によるものでございます。

50ページをお願いします。

30(目)農地費は510万6,000円の減額でございます。

51ページをごらんください。

35(款)農林水産業費、15(項)林業費1,030万円の減額は、事業実績に伴う計上でございます。

52ページをごらんください。

35(款)農林水産業費、20(項)水産業費は、事業実績に伴う6,445万4,000円の減額でございます。

55ページをお願いします。

40(款)商工費、10(項)商工費は、総額1億9,957万7,000円の減額でございます。

戻っていただきまして、53ページをお願いしたいと思います。

10(目)商工総務費は81万4,000円の増額です。

15(目)商工振興費は2億3,227万9,000円の減額です。

増額として、地方創生加速化交付金を活用して行う職業疑似体験システム構築委託料を計上するほか、官民連携手法検討調査業務委託料の減額、事業の進捗に伴う前島園地整備工事及び前島地区交差点整備工事などの事業費の減額の計上によるものでございます。

54ページをお願いしたいと思います。

20(目)観光費は3,188万8,000円の増額でございます。

スパ・タラソ天草営業補償費算定業務委託料のほか、地方創生加速化交付金を活用して行う広告、おもてなし推進事業、インバウンド促進事業、DMO基盤整備、パンフレット増刷や、55ページに書いてあります自転車を活用した観光促進事業の増額を計上するほか、天草四郎メモリアルホール特別会計の財源不足見込み額による繰出金を計上しております。

45(款)土木費、10(項)土木管理費の1,394万8,000円の減額は、下水道事業特別会計への繰出金の減額及び物揚場造成事業特別会計への繰出金の増額の計上でございます。

56ページをごらんください。

45(款)土木費、15(項)道路橋梁費は378万7,000円の減額でございます。

事業実績に伴う減額、中月線道路改良に伴う工事請負費及び移転補償費の増額のほか、財源組

み替えなどの計上でございます。

57ページをお願いします。

45(款)土木費、20(項)河川費の1,045万円の増額は、県が行う急傾斜地崩壊防止施設改築事業負担金の計上でございます。

45(款)土木費、25(項)港湾費の61万円の減額は、修繕費及び権限移譲に伴う港湾使用料収納事務委託料の増額、県港湾事業負担金の確定による減額の計上でございます。

58ページをお願いします。

45(款)土木費、30(項)都市計画費は300万5,000円の減額でございます。

これもお戻りいただきまして、57ページをお願いしたいと思います。

これは、土砂災害危険住宅移転事業補助金を実績により減額したことなどによるものでございます。

58ページをお願いします。

45(款)土木費、35(項)住宅費の1,181万円の減額は、市営住宅改修工事などの実績による計上でございます。

59ページをごらんください。

50(款)、10(項)消防費237万1,000円の減額は、実績による計上のほか、財源組み替えの計上でございます。

60ページをごらんください。

55(款)教育費、10(項)教育総務費は254万4,000円の減額でございます。

62ページをごらんください。

55(款)教育費、15(項)小学校費は3,394万円の減額でございます。

戻っていただきまして、60ページをごらんください。

10(目)学校管理費は、3,027万5,000円の減額です。

61ページをごらんいただきまして、スクールバス運行業務委託料などの実績による減額でございます。

15(目)教育振興費は366万5,000円の減額でございます。

63ページをお願いします。

55(款)教育費、20(項)中学校費は2,631万3,000円の減額です。

お戻りいただきまして、62ページをごらんください。

10(目)学校管理費2,337万1,000円の減額は、スクールバス運行業務委託料などの実績による減額でございます。

66ページをごらんください。

55(款)教育費、25(項)社会教育費534万9,000円の減額は、事業実績などによる計上でございます。

67ページをごらんください。

55(款)教育費、30(項)保健体育費198万7,000円の減額は、事業実績による計上及び財源組み替えによる計上でございます。

60(款)災害復旧費、10(項)農林水産施設災害復旧費1億5,362万5,000円の減額は、災害査定及び受益者の意向を踏まえた結果による事業費の減額、補助事業から単独事業への組み替え、財源の組み替えなどの計上でございます。

68ページをお願いします。

60(款)災害復旧費、15(項)公共土木施設災害復旧費は4,155万5,000円の減額でございます。

お戻りいただきまして、67ページをごらんください。

10(目)道路災害復旧費1,441万6,000円の減額は、災害査定の結果による事業費の減額及び単独事業への組み替えなどの計上でございます。

20(目)港湾災害復旧費2,551万円の減額は、災害査定の結果による事業費の減額でございます。

68ページをお願いします。

35(目)公園施設災害復旧費の162万9,000円の減額は、花海好公園園路災害復旧工事の実績などによる計上でございます。

60(款)災害復旧費、25(項)文教施設災害復旧費110万6,000円の減額は、大矢野中学校テニスコートフェンス災害復旧工事の災害査定の結果による計上でございます。

70(款)諸支出金、20(項)基金費4,432万8,000円の増額は、ふるさと応援基金へ寄附金の積み立てを行うための計上でございます。

75(款)、10(項)予備費は、総額2億7,200万3,000円を増額し、3億1,106万円となります。

以上が、補正予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第15号から議案第17号までの3件を健康福祉部長。

○健康福祉部長(野崎 秀満君) それでは、議案書の74ページをお願いいたします。

議案第15号、平成27年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の69ページをお願いいたします。

議案第15号、平成27年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)は、歳入歳出予算の補正第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ7,021万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億3,872万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、72ページからの事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入といたしましては、10（款）国民健康保険税1,089万円の増額は、滞納者対策の強化により、滞納繰越分の徴収額が増額となる見込みのため補正するものでございます。

25（款）国庫支出金89万9,000円の減額は、30（款）県支出金25万5,000円の増額、35（款）療養給付費交付金9,899万7,000円の減額、40（款）共同事業交付金9,114万8,000円の減額は、それぞれ交付金額の決定及び内定に基づき補正するものでございます。

55（款）繰入金につきましては、法定分一般会計繰入金である保険基盤安定繰入金と財政安定支援繰入金の額が決定したことにより、7,218万9,000円を増額するものでございます。

65（款）諸収入3,749万9,000円の増額は、国保連合会からの保険者返還金と延滞金の収入が増額となる見込みのため補正をするものでございます。

次に、歳出といたしましては、10（款）総務費192万8,000円の減額は、一般管理費及び賦課徴収費の不用見込額を減額補正するものでございます。

15（款）保険給付費につきましては、主に一般被保険者分について不足を生じる見込みのため5,253万1,000円を増額しております。

30（款）共同事業拠出金1億4,992万5,000円の減額は、それぞれ交付決定に基づき減額補正するものでございます。

35（款）保健事業費178万9,000円の減額は、保健衛生普及費、健康検査費、特定健診・保健指導事業費の事業実施に伴う不用見込額を減額補正するものでございます。

50（款）諸支出費107万2,000円の減額は、上天草総合病院の保健事業分について、国の調整交付金実績報告に基づき減額補正するものでございます。

55（款）予備費3,197万2,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が、平成27年度国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、議案書の75ページをお願いいたします。

議案第16号、平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の80ページをお願いいたします。

議案第16号、平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の補正第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ253万円を減額し、歳入歳出それぞれ7,718万6,000円とするものでございます。

第2条につきましては、82ページの第2表、債務負担行為の補正にありますとおり、平成28年度各事業に関する債務負担行為の期間及び限度額について定めるものでございます。

歳入歳出予算につきましては、83ページからの事項別明細書により御説明をいたします。

まず、歳入といたしましては、10（款）事業収入283万円の減額は、後期高齢者医療保険診療報酬が減収となる見込みのため減額補正するものでございます。

21（款）県支出金30万円の増額は、へき地診療所運営費補助金の増額の決定に基づき補正をするものでございます。

次に、歳出といたしましては、10（款）総務費119万1,000円の減額は、10（目）一般管理費の給料、職員手当等、共済費、旅費及び医療費の医薬材料費の実績見込みによる不用額を減額補正するものでございます。

20（款）予備費113万9,000円の減額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が、平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書の76ページをお願いいたします。

議案第17号、平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の介護86ページをお願いいたします。

議案第17号、平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の補正第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ3,433万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を36億5,534万9,000円とするものでございます。

また、債務負担行為の補正第2条は、89ページの第2表、債務負担行為の補正にありますとおり、平成28年度各事業に関する債務負担行為の期間及び限度額について定めるものでございます。

今回の補正は、年度内の事業費の見込み額変更による介護給付費、事業費の見直しによる補正が主なものでございます。

詳細につきましては、介護90ページからの事項別明細書により御説明をいたします。

まず、歳入といたしましては、10（款）保険料552万4,000円の減額は、20（款）国庫支出金888万3,000円の減額、25（款）支払基金交付金739万7,000円の減額、30（款）県支出金484万4,000円の減額、45（款）繰入金768万5,000円の減額は、事務費における支出額の精査、保険給付費の見込み額の変更による見直し、任意事業等の精査による減額分等を見込み、減額補正するものでございます。

次に、歳出といたしましては、10（款）総務費282万4,000円の減額は、番号制度システム改

修業務委託費の執行残等によるものでございます。

15(款) 保険給付費2,000万円の減額は、各サービス費において、本年度のこれまでの実績額をもとに、年度内の見込み額を見直したことによるものでございます。

45(款) 地域支援事業費1,150万9,000円の減額は、大きな要因といたしまして、介護二次予防事業における対象者把握事業委託料と介護予防委託料、任意事業における離島高齢者見守り事業委託料、家族慰労事業等の執行残額によるものでございます。

以上が、上天草市介護保険特別会計補正予算(第5号)の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) ここで昼食のため、休憩いたします。

午後1時より再開いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 0時58分

○議長(田中 勝毅君) 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

次に、議案第18号を市民生活部長。

○市民生活部長(緒方 雅文君) お疲れさまです。

議案書の77ページをお願いいたします。

議案第18号について御説明いたします。

議案第18号、平成27年度上天草市斎場特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊補正予算書の97ページをお願いいたします。

議案第18号、平成27年度上天草市斎場特別会計補正予算(第2号)は第1条のとおり、歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,381万9,000円とするものです。

101ページをごらんください。

歳入につきましては、15(款)財産収入1,000円の増額は、斎場基金利子の増によるものです。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

10(款)総務費3万円の減額は、自動ドア保守点検委託料3万2,000円の減額、斎場残骨灰排出処分委託料2,000円を増額するものです。

30(款)予備費3万1,000円の増額は、歳入歳出予算総額の調整によるものです。

以上が、平成27年度上天草市斎場特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第19号を経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） 議案第19号、平成27年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書78ページ、あわせて補正予算書の102ページをお願いいたします。

平成27年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正第1条第1項にありますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,607万6,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、103ページから106ページのとおりでございまして、10（款）事業収入、入館料の減額に伴い、一般会計からの繰入金及び歳出科目の精査を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,607万6,000円とするものでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、本議案を提案する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第20号から議案第21号までの2件を建設部長。

○建設部長（澤村 弘史君） お疲れさまです。よろしくお願いいたします。

議案第20号について御説明いたします。

議案書の79ページをお願いします。

議案第20号、平成27年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定めるものでございます。

補正予算書の107ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ255万4,000円を減額し、予算総額を3億8,337万7,000円とするものでございます。

109ページをお願いします。

第2表、地方債の補正につきましては、公共下水道事業債を1,140万円及び過疎対策事業債を10万円増額し、総額9,440万円にするものでございます。

111ページをお願いします。

歳入の主な補正につきましては、25（款）繰入金、10（項）10（目）一般会計繰入金は1,400万円を減額し、1億7,726万円にするものでございます。

30（款）市債につきましては、公共下水道事業債等1,150万円増額し、総額9,440万円とするものでございます。

112ページをお開きください。

歳出の主な補正につきましては、10（款）公共下水道費、15（項）下水道管理費につきましては、事業費の確定に伴う減額として337万1,000円の減額でございます。

25（款）予備費につきましては、歳入歳出予算の調整を行うために81万7,000円を増額するものです。

以上が、歳入歳出の内容でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第21号について御説明いたします。

議案書の80ページをお願いします。

議案第21号、平成27年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に増減はなく、歳入予算の組みかえによるものでございます。

予算書115ページをお願いします。

歳入につきましては、10（款）使用料及び手数料、10（項）使用料、10（目）物揚場使用料の150万円を18万5,000円減額し131万5,000円とし、15（款）繰入金、10（項）一般会計繰入金を839万8,000円に18万5,000円を増額し858万3,000円とし、歳入合計としまして989万8,000円とするものでございます。

予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第22号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎 秀満君） それでは、議案書の81ページをお願いいたします。

議案第22号、平成27年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の118ページをお願いいたします。

議案第22号、平成27年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の補正、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ278万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,713万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、120ページからの事項別明細書で御説明をいたします。

歳入といたしましては、25（款）繰入金274万1,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定に伴い、一般会計からの保険基盤安定繰入金を減額するものでございます。

35（款）諸収入の4万8,000円の減額は、収入の見込みがないため、減額するものでございます。

次に、歳出といたしましては、15（款）後期高齢者医療広域連合納付金274万1,000円の減額

は、保険基盤安定負担金の確定に伴い、広域連合保険基盤安定負担金を減額するものでございます。

25（款）諸支出金4万8,000円の減額は、支出する見込みがないため減額するものでございます。

以上が、平成27年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第23号を総務企画部長。

○総務企画部長（川端 義孝君） 議案書の82ページをお願いしたいと思います。

議案第23号、平成27年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

別冊予算書の122ページをお願いします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ836万8,000円を減額し、予算総額を4,791万円とするものでございます。

同じく、予算書の125ページをお願いします。

歳入につきましては、10（款）10（項）事業収入を売電収入の実績に伴い836万8,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、50（款）10（項）予備費を予算調整のために836万8,000円を減額するものでございます。

以上が、平成27年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第24号を水道局長。

○水道局長（藤島 幸治君） 議案書83ページをお願いいたします。

議案第24号、平成27年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

第1条、平成27年度上天草市水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成27年度上天草市水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の既決予定額の9億7,023万9,000円につきましては、総額の変更はございませんが支出予算の組み替えを行うものです。

詳細について、3ページからの実施計画書で説明いたします。

5ページをお願いいたします。

第1款水道事業費用、1(項)営業費用、1(目)原水及び浄水費におきまして、手数料485万円の減額と、受水費485万円の増額を計上しております。内容につきましては、阿村浄水場の原水費を受水費へ組みかえるものです。

2(目)配水及び給水費と4(目)総係費の補正につきましては、平成28年1月24日、25日の寒波による被害対策に関する手当での増額及び一般会計同様の職員給与の補正による増額となります。

8ページ予備費の減額は予算調整でございます。

戻りまして、予算書1ページをお願いします。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,548万8,000円を3億5,777万円に改め、過年度損益勘定留保資金3億4,941万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額835万1,000円で補填するものでございます。

資本的収入予定額は補正なしです。

2ページをお願いします。

資本的支出予定額は、第1項、建設改良費を28万2,000円増額し、4億2,977万円とするものです。内訳は、職員給与の補正及び寒波被害の時間外手当での増額となります。10ページに明細を載せておりますので御確認をお願いします。

第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定めるものにつきましては、表のとおり、倉江浄水場及び阿村浄水場の維持管理業務委託を実施予定でございます。

第5条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費につきましては、平成27年度の職員給与費を9,714万8,000円とするものです。

議案書に戻りまして、提案理由でございます。

予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法施行令第18条第3項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第25号を病院事務部長。

○上天草総合病院事務部長(松本 精史君) 議案書の84ページをお願いいたします。

議案第25号について御説明いたします。

平成27年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第2号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、平成27年度上天草市立上天草総合病院事業会計の補正予算は、次に定めるところに

よるものでございます。

第2条、平成27年度上天草市立上天草総合病院予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ107万2,000円を減額いたしまして、予算総額37億4,722万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、12ページの予算説明書で御説明いたします。

まず、収入でございます。

第1款病院事業収益、第5項健康管理センター収益1億1,156万6,000円を国保直診健康管理事業補助金の実績見込みによりまして107万2,000円減額いたしまして、1億1,049万4,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第1款病院事業費用、第11項予備費1,186万3,000円を先ほどと同額の107万2,000円減額いたしまして、1,079万1,000円とするものでございます。

補正予算書2ページをお願いいたします。

第3条では、予算本文括弧書きを、資本的収入が資本的支出額に対して不足する2億829万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,773万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,056万8,000円で補填するものとするに改めるものでございます。

詳細につきましては、13ページの予算説明書で御説明いたします。

資本的収入でございます。

看護専門学校建てかえ事業に係る継続費の年割額を改めることに伴いまして、第1款資本的収入、第1項企業債7億7,301万1,000円を5,890万円減額いたしまして7億1,411万1,000円、第3項出資金、第1目一般会計出資金3億7,099万円を1,960万円減額いたしまして、3億5,139万円として、資本的収入総額を10億6,830万1,000円とするものでございます。

次に、資本的支出でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第4目看護学校整備費8,036万7,000円を減額し、第4目看護学校整備費を7億8,945万4,000円としまして、資本的支出総額を12億7,660万円とするものでございます。

補正予算書2ページに戻りまして、第4条、予算第5条に定めました看護専門学校建てかえ事業継続費の年割額を現状に合わせるため、平成26年度9億5,099万3,000円、平成27年度7億8,860万円、平成28年度2,500万円へ改めるものでございます。

なお、事業費総額は同額で変更はございません。

次に、第5条でございます。予算第6条に定めました起債の限度額7億7,301万1,000円を7億1,411万1,000円に改めるものでございます。

第6条は、予算第10条に定めました一般会計からの補助額5億5,340万円を5億3,380万円に改めるものでございます。

第3条、第5条、第6条とも、看護専門学校建てかえ工事に伴います減額でございます。

なお、補正予算書に関します説明書、参考書類を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

議案書に戻りまして、提案理由でございますが予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第26号を総務企画部長。

○総務企画部長（川端 義孝君） 議案第26号、平成28年度上天草市一般会計予算について御説明いたします。

皆さんお手元に説明文を配付してございますので、読み上げて説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いしたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億7,101万8,000円と定めるものでございます。

第2条、債務負担行為ではLED防犯灯リース料に係る平成29年度から平成38年度までの債務負担行為の限度額を9,976万円とし、年度別の限度額を定めるものでございます。

第3条、地方債では起債の限度額を28億5,080万円とし、利率、借入先、償還の方法は前年のとおりでございます。

12ページをお願いします。

歳入の主なものといたしまして、10（款）市税は22億3,673万4,000円で、前年度比8,244万3,000円の増額となりました。主な要因といたしまして、個人市民税や固定資産税などの増額が見込まれることによるものでございます。

25（款）地方消費税交付金は3億9,000万円で、前年度比3,000万円の増額となりました。これは、平成27年度の実績を勘案し、計上しております。

なお、平成26年4月の消費税率引き上げに伴う増額分につきましては、社会保障関係経費に充当することとしております。

45（款）地方交付税は76億5,000万円で、前年度比1億円の減額となりました。これは、平成28年度地方財政計画における地方交付税の0.3%の減並びに本市における普通交付税の激変緩和措置等による影響を考慮して計上したものでございます。

65（款）国庫支出金は19億2,493万3,000円で、臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金の実施に伴い、前年度比5,275万7,000円の増額となりました。

13ページをお願いします。

80（款）寄附金は、平成27年度ふるさと納税の実績を勘案し、新たに5,000万円を計上しました。

85（款）繰入金は6億2,353万3,000円で、前年度比5,140万3,000円の増額となりました。増額の主な要因は、財政調整基金繰入金2億466万8,000円の増額、ふるさと応援基金繰入金の2,500万

円の増額、姫戸庁舎建設基金繰入金1億7,372万円の減額等によるものでございます。

90(款)繰越金は、平成27年度に見込まれる決算剰余金の一部1億円を計上しております。

99(款)市債は28億5,080万円で、前年度比11億3,300万円の増額となりました。増額の主な要因は、地域振興基金への積み立ての財源となる合併特例債11億4,000万円の計上などによるものでございます。

14ページをお願いします。

次に、歳出の主なものとしたしましては、10(款)議会費は1億6,163万8,000円で、主に、議員共済組合負担金の減額により、前年度比1,752万4,000円の減額でございます。

15(款)総務費は18億5,448万5,000円で、平成27年度に計上しました姫戸統括支所建設工事費の影響などで、前年度比2億7,273万2,000円の減額となりました。主に、地方バス運行等特別対策補助金9,691万1,000円、窓口業務委託料5,211万9,000円、住民自治活動交付金4,178万7,000円などを計上しております。

20(款)民生費は54億8,958万5,000円で、前年度比8,092万3,000円の増額です。主に、私立保育園施設型給付費9億1,289万7,000円、障がい者自立支援事業に係る介護給付費等6億1,782万円、生活保護扶助費4億238万2,000円を計上しております。

25(款)衛生費は15億218万9,000円で、上天草総合病院看護学校改築事業出資金の減額により、前年度比1億8,301万8,000円の減額となりました。主に、天草広域連合衛生費負担金2億9,998万6,000円、予防接種負担金4,453万9,000円を計上しております。

35(款)農林水産業費は5億9,830万3,000円で、前年度比2,467万9,000円の減額でございます。主に、水産物供給基盤機能保全事業委託料6,000万円、多面的機能支払い交付金2,347万8,000円、土地改良施設維持管理適正化工事2,095万2,000円を計上しております。

40(款)商工費は13億1,750万2,000円で、地域総合整備資金貸付金の計上により、前年度比6億220万2,000円の増額となりました。主に、地域総合整備資金貸付金5億8,900万円、市道前島2号線改良工事2億8,000万円、天草四郎観光協会補助金3,500万8,000円を計上しております。

45(款)土木費は8億9,095万6,000円で、前年度比488万9,000円の増額でございます。主に、公共下水道事業特別会計繰出金1億7,623万4,000円、江樋戸港区改修工事1億7,050万円、樋島大橋補修工事8,000万円を計上しております。

50(款)消防費は6億3,573万8,000円で、前年度比3,482万8,000円の減額でございます。主に、天草広域連合消防費負担金4億4,944万4,000円を計上しておりますが、前年度から1億95万3,000円の減額となっております。

55(款)教育費は11億5,889万7,000円で、前年度比2,476万9,000円の減額でございます。主に、小学校スクールバス運行業務委託料7,377万2,000円、大矢野中学校水道施設等改修工事4,800万円を計上しております。

65(款)公債費は25億5,220万円で、前年度比1億1,440万円の減額でございます。

70(款)諸支出金は12億7,883万9,000円で、前年度比12億5,016万3,000円の増額ございま

す。主に、地域振興基金積立金12億円、ふるさと応援基金積立金、寄附金分ですけれども5,000万円を計上しております。

75(款) 予備費は3,000万円の計上となりました。

以上が、一般会計予算の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第27号から議案第29号まで3件を健康福祉部長。

○健康福祉部長(野崎 秀満君) それでは、議案書の86ページをお願いいたします。

議案第27号、平成28年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の237ページをお願いします。

議案第27号、平成28年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算は、歳入歳出予算の第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1,040万9,000円と定め、第2条に一時借入金の最高額を4億円と定め、第3条に歳出予算の流用について定めるものでございます。

歳入歳出予算につきましては、243ページからの事項別明細書で御説明をいたします。

歳入の主なものといたしましては、10(款)国民健康保険税7億2,985万1,000円、前年度比較1,617万1,000円の減額であり、被保険者数の減少等によるものでございます。

25(款)国庫支出金12億9,091万4,000円、前年度比較1億2,370万6,000円の減額、一般被保険者に係る保険給付費等の減少見込みに伴う療養給付費負担金及び調整交付金の減少によるものでございます。

30(款)県支出金2億9,623万7,000円、前年度比較1,945万3,000円の減額です。国民健康保険税の徴収率が年々向上しており、徴収率向上による特別調整交付金の増額を見込んだものでございます。

35(款)療養給付費交付金1億3,460万4,000円、前年度比較1億98万6,000円の減額であり、退職者医療制度の改正により、新規適用がなくなったことで減少を見込んでおります。

37(款)前期高齢者交付金9億902万6,000円、前年度比較9,517万3,000円の増額であります。前期高齢者の増加を見込んだところでございます。

40(款)共同事業交付金13億302万5,000円、前年度比較1億3,125万6,000円の減額であり、対象医療費の減少によるものでございます。

55(款)繰入金4億3,814万6,000円、前年度比較4,444万6,000円の減額であります。一般会計からの保険基盤安定繰入金の増加によるものでございます。

次に、歳出の主なものといたしましては、15(款)保険給付費30億7,384万9,000円、前年度比較1億1,712万円の減額であり、1人当たりの医療費は増加傾向にあるものの、被保険者数の減

少により、給付費総額は減少するものと見込み、計上をするものでございます。

17(款) 後期高齢者支援金4億9,266万6,000円、前年度比較5,179万6,000円の減額。

25(款) 介護納付金2億690万9,000円、前年度比6,709万2,000円の減額であり、支援金及び納付金の対象となる本市の国民健康保険被保険者の減少によるものでございます。

30(款) 共同事業拠出金12億4,832万8,000円、前年度比較1億6,857万6,000円の減額であり、対象医療費の減少を見込んだものであります。

35(款) 保健事業費3,362万円、前年度比164万4,000円の増額でございます。新規事業の特定健康診査に関する医療データ提供事業及び後期歯科検診に伴う経費が増加の要因でございます。

以上が、平成28年度国民健康保険特別会計(事業勘定) 予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、議案書の87ページをお願いいたします。

議案第28号、平成28年度上天草市診療所特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の262ページをお願いいたします。

議案第28号、平成28年度上天草市診療所特別会計予算は、歳入歳出予算の第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,755万6,000円と定めるものでございます。

第2条につきましては、265ページの第2表、地方債にありますとおり、医療機器整備事業に係る過疎対策事業債について定めるものでございます。

歳入歳出予算につきまして、267ページからの事項別明細書によりまして御説明をいたします。

歳入の主なものといたしまして、10(款) 事業収入3,753万7,000円は、現年度収益事業収入医科3,495万1,000円と歯科事業収入258万6,000円を計上するものでございます。

21(款) 県支出金60万円は、医療機器整備事業に係る僻地診療所設備整備費補助金60万円を計上するものでございます。

25(款) 繰入金2,736万3,000円は、職員の人件費を初めとした運営経費の収支不足分を一般会計から補填するものでございます。

40(款) 市債60万円は、医療機器整備事業に係る過疎対策事業債を計上するものでございます。

次に、歳出の主なものといたしまして、10(款) 総務費6,666万3,000円は、10(目) 一般管理費として職員の人件費と診療所の維持管理経費等3,922万8,000円、15(目) 研究研修費として医師の医療研修旅費等77万7,000円、20(目) 医療費として医薬材料費、歯科診療業務委託料、解析付心電計の購入費等2,665万8,000円を計上するものでございます。

15(款) 公債費69万3,000円は、施設設備整備事業に係る地方債の元利償還金を計上するものでございます。

以上が、平成28年度上天草市診療所特別会計予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書の88ページをお願いいたします。

議案第29号、平成28年度上天草市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の280ページをお願いいたします。

議案第29号、平成28年度上天草市介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算の第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,832万1,000円に定めるものでございます。

また、第2条は285ページの第2表、地方債にありますとおり、軽自動車の購入に係る合併特例債について定め、第3条は歳出予算の流用について定めているものでございます。

歳入歳出予算につきましては、287ページからの事項別明細書で御説明をいたします。

詳細につきましては、289ページ以降をごらんください。

歳入につきましては、10(款) 保険料5億6,288万3,000円は、前年度比較124万5,000円の減額であります。65歳以上の第1号被保険者に係る特別徴収及び普通徴収の保険料でございます。

15(款) 使用料及び手数料10万円は、介護保険督促手数料を計上しております。

20(款) 国庫支出金9億8,471万3,000円は、前年度比較1,392万9,000円の増額であります。介護給付費見込み額に対し、施設分15%、居宅分20%と、調整交付金等を計上しております。

25(款) 支払基金交付金9億9,291万6,000円は、前年度比較670万5,000円の増額であります。40歳から64歳までの第2号被保険者が負担する介護給付費、標準給付費見込み額の28%相当額を計上しております。

30(款) 県支出金5億1,824万5,000円は、前年度比較658万7,000円の増額でございます。介護給付費見込み額に対し、施設分17.5%、介護給付費居宅分12.5%と、地域支援事業の介護予防事業分12.5%、包括的支援事業任意事業分19.5%を計上しております。

35(款) 財産収入18万1,000円は、介護給付費準備基金利子分を計上しております。

45(款) 繰入金5億2,000円は、前年度比較809万3,000円の増額であります。介護給付費及び地域支援事業費事務費等の市負担分でございます。

55(款) 市債120万円は、介護保険事業に活用する軽自動車の購入費に合併特例債を活用するものでございます。

60(款) 諸収入2,808万1,000円は、前年度比較112万7,000円の増額であります。ケアプラン作成料の単価が変更となりまして、その増額分等を見込んでおります。

次に、歳出につきましては、10（款）総務費6,943万5,000円は、前年度比較647万4,000円の減額であります。主に、認定調査用車両購入費の減額、番号制度システム改修業務委託料の減額等による減額でございます。

15（款）保険給付費34億165万7,000円は、前年度比較2,214万4,000円の増額であります。主に、地域密着型介護サービス費、地域密着型介護予防サービス費等の増加見込みによるものでございます。

25（款）基金積立金18万1,000円は、介護給付費準備基金積立金（預金利息分）を計上しております。

30（款）公債費25万1,000円は、地方債の元利償還金を計上しております。

35（款）諸支出金111万1,000円は、第1号被保険者過誤納保険料の還付金を計上しております。

45（款）地域支援事業費1億1,568万6,000円は、前年度比較2,090万8,000円の増額であります。主に、包括的支援新規事業である生活支援体制整備事業、それから認知症施策推進事業、在宅医療介護連携推進事業等に係る予算の増加でございます。

以上が、平成28年度上天草市介護保険特別会計予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第30号を市民生活部長。

○市民生活部長（緒方 雅文君） 議案書の89ページをお願いいたします。

議案第30号について御説明いたします。

議案第30号、平成28年度上天草市斎場特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の310ページをお願いいたします。

議案第30号、平成28年度上天草市斎場特別会計予算は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,143万8,000円と定めるものでございます。

315ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

10（款）使用料及び手数料、10（目）斎場使用料につきましては、これまでの実績等をもとに936万円の計上です。

15（款）財産収入、10（目）利子及び配当金は、斎場基金利子としまして1万6,000円の計上です。

20（款）繰入金、10（目）一般会計繰入金は1,187万6,000円の計上でございます。

30（款）諸収入、10（目）雑入では、太陽光発電売電量、自動販売機電気使用料など18万6,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

316ページから317ページをごらんください。

歳出の主なものについては、斎場の安定運用のため必要な斎場管理嘱託職員4人分の報酬864万円、社会保険料128万8,000円の人件費の計上です。

11（節）需用費の主なものでは、火葬炉などの燃料費に309万5,000円、火葬炉セラミック張りかえなどの修繕費として482万3,000円の計上です。

13（節）委託料では、火葬炉保守点検などの委託料としまして118万1,000円の計上です。

最後に、歳入歳出予算の調整としまして、30（款）予備費に50万円を計上しております。

以上が、平成28年度上天草市斎場特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議方、よろしくお願いたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第31号を経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） よろしくお願いたします。

議案第31号、平成28年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算について御説明いたします。

議案書90ページ、あわせて別冊平成28年度上天草市一般会計・特別会計予算書の319ページをお願いたします。

平成28年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

歳入歳出予算第1条第1項にありますように、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,095万3,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、320ページから331ページのとおりでございます。歳入の主なものといたしまして、事業収入として、入館料を2,229万9,000円、施設整備に係る費用を一般会計及びメモリアルホール基金より繰入金として2,780万2,000円計上し、歳出の主なものといたしまして、館長やアテンダント5名の報酬を997万2,000円、光熱水費等の需用費を557万9,000円、施設整備保守関係委託料等を246万3,000円、施設整備費として展示物等の改修費、エアコン及び映像関係の備品購入費を2,819万1,000円計上いたしております。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第32号から議案第33号まで2件を建設部長。

○建設部長（澤村 弘史君） 議案第32号について御説明いたします。

議案書の91ページをお願いたします。

議案第32号、平成28年度上天草市公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めるもの

でございます。

予算書の 332 ページをお願いします。

歳入歳出予算第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 5,963 万円と定めるものでございます。

338 ページをお願いします。

歳入の主なものは、10（款）国庫支出金、15（項）国庫補助金は、公共下水道国庫補助金 8,030 万円。

15（款）分担金及び負担金については、公共下水道費分担金 436 万 3,000 円を計上しております。

20（款）使用料及び手数料では、公共下水道費使用料 5,900 万 2,000 円を計上しております。

25（款）繰入金は、一般会計繰入金として 1 億 7,623 万 4,000 円。

30（款）市債においては、公共下水道債、過疎対策事業債合計で 1 億 3,950 万円の計上で、歳入総額 4 億 5,963 万円とするものでございます。

340 ページをお願いします。

歳出につきましては、10（款）公共下水道費、10（目）下水道建設費 1 億 5,332 万円の主なものは、合津終末処理場長寿命化計画に基づく処理場改築工事委託料として 1 億 216 万円、管路長寿命化計画に基づく管路改築工事費として 1,360 万円を計上するものでございます。

342 ページをお願いします。

10（款）公共下水道費、15（項）下水道管理費、10（目）下水道総務管理費 2,892 万 4,000 円の主なものは、公営企業会計移行業務委託料 868 万 3,000 円及び公営企業会計システム導入業務委託料 530 万円を計上するものでございます。

15（目）処理場維持管理費 5,547 万 8,000 円は、終末処理場の維持管理の必要な経費を計上しております。

343 ページをお願いします。

20（目）管路維持管理費 721 万 8,000 円は、マンホール、ポンプ場の電気料等の管理費を計上するものでございます。

20（款）10（項）公債費は、元金、利子償還金として 2 億 1,369 万円を計上しております。

25（款）予備費は 100 万円を計上し、歳出総額を 4 億 5,963 万円とするものでございます。

以上が、歳入歳出予算の内容でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第 33 号について御説明いたします。

議案書の 92 ページをお願いします。

議案第 33 号、平成 28 年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算を別冊のとおり定めるもの

でございます。

予算書353ページをお願いします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ786万1,000円と定めるものでございます。

予算書354ページをお願いします。

歳入につきましては、10(款) 使用料及び手数料、10(目) 物揚場使用料として160万円、15(款) 繰入金、10(目) 一般会計繰入金として626万1,000円を計上し、歳入総額といたしまして786万1,000円を計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、15(款) 公債費については、地方債元金償還金と利子で786万1,000円を計上するものでございます。

予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第34号を健康福祉部長。

○健康福祉部長(野崎 秀満君) お疲れさまです。

それでは、議案書の93ページをお願いいたします。

議案第34号、平成28年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の359ページをお願いいたします。

議案第34号、平成28年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,826万1,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算につきましては、363ページからの事項別明細書で御説明をいたします。

歳入の主なものといたしましては、10(款) 後期高齢者医療保険料2億700万7,000円は、前年度比較466万7,000円の減額でありまして、主に低所得者に対する保険料軽減措置に係る所得判定基準の見直しによるものでございます。

25(款) 繰入金1億6,048万6,000円は、前年度比較75万6,000円の増額であります。内訳といたしまして、事務費繰入金408万8,000円、保険基盤安定繰入金1億5,557万4,000円及びはり灸施術助成費のその他繰入金82万4,000円でございます。

35(款) 諸収入66万8,000円は、公益連合からの過年度保険料過誤納付還付に係るものでございます。

次に、歳出の主なものといたしましては、10(款) 総務費418万8,000円は、前年度比較120万2,000円の減額であります。被保険者の資格管理や保険料の徴収に係る事務経費を計上しております。

15(款) 後期高齢者医療広域連合納付金3億6,258万1,000円は、前年度比較269万3,000円の

減額であり、内訳といたしまして、医療保険料等負担金2億700万7,000円と、保険基盤安定負担金1億5,557万4,000円でございます。

20(款) 保険事業費82万4,000円は、はり灸施術助成金を計上しております。

25(款) 諸支出金66万8,000円は、保険料過誤納付還付金等を計上しております。

以上が、平成28年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第35号を総務企画部長。

○総務企画部長(川端 義孝君) 議案書の94ページをお願いしたいと思います。

議案第35号、平成28年度上天草市電気事業特別会計予算について御説明いたします。

別冊予算書の368ページをお願いしたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,860万円と定めるものでございます。

同じく、予算書の372ページをお願いしたいと思います。

歳入につきましては、10(款)10(項) 事業収入は、売電収入の4,860万円を計上するものでございます。

歳出につきましては、10(款)10(項) 総務管理費は、光熱水費及びリース料を3,822万9,000円計上し、50(款)10(項) 予備費を1,037万1,000円計上しております。

以上が、平成28年度電気事業特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第36号を水道局長。

○水道局長(藤島 幸治君) 議案書95ページをお願いいたします。

議案第36号、平成28年度上天草市水道事業会計予算について御説明いたします。

別冊の予算書の1ページをお願いいたします。

まず、議案を読み上げていきます。

平成28年度上天草市水道事業会計予算、第1条、平成28年度上天草市水道事業予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、給水件数1万1,713件。年間給水量239万4,573立方メートル。1日平均給水量6,560立方メートルです。主要な建設改良事業は、八代鏡地区送水管改修設計業務委託1,000万円、高戸地区配水管布設がえ工事1,000万円、管路台帳整備業務委託1,000万円を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入第1款、水道事業収益9億599万2,000円。内訳は、記載のとおりであります。

支出。水道事業費用9億599万2,000円。内訳は、記載のとおりであります。

2ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億1,357万6,000円は、過年度損益勘定留保資金3億320万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,037万6,000円で補填するものとしてとします。

収入。第1款、資本的収入1億1,030万円。内訳は、記載のとおりであります。

支出。第1款、資本的支出4億2,387万6,000円。内訳は、記載のとおりであります。

第5条、記載の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めます。地方債につきましては記載のとおり定めており、今年度予定額を1億円としております。

3ページをお願いします。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は5億円となります。

第7条、次に上げる経費につきましては、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとしております。職員給与費1億19万3,000円、交際費3万円となります。

第8条、水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計から補助を受ける金額は7,550万円となります。

第9条、棚卸資産の購入限度額は1,500万円となります。

以上が、議案の内容でございます。

次に、4ページからの予算実施計画書について説明いたします。

最初に、収益的収入及び支出の主なものを説明いたします。

まず、収入といたしまして、第1款、水道事業収益、1（項）営業収益の7億6,914万6,000円は、主に水道料金でございます。

次に、2（項）営業外収益の1億3,684万6,000円は、一般会計補助金、新規水道加入金、長期前受金戻入などでございます。

6ページをお願いします。

支出といたしまして、1（款）水道事業費用、1（項）営業費用に8億2,012万8,000円を計上しております。内訳は、1（目）原水及び浄水費に3億1,270万7,000円、2（目）配水及び給水費に7,650万4,000円、7ページの4（目）総係費に9,131万8,000円、8ページの5（目）簡易水道費に493万9,000円、6（目）減価償却費に3億3,265万9,000円、7（目）資産減耗費に200万円を計上しております。

9ページをお願いします。

2（項）営業外費用に8,503万4,000円を計上しております。これは、企業債等の償還利息及び消費税及び地方消費税見込み額を計上しております。

10ページをお願いします。

ここから、資本的収入及び支出について説明いたします。

資本的収入につきましては、企業債借入金1億円及び姫戸町永目地区埋め立てに関連する水道施設工事負担金1,000万円を計上しております。

次に、11ページの資本的支出について説明いたします。

1(款)資本的支出、1(項)建設改良費、1(目)建設改良費に1億4,003万3,000円を計上しております。内訳は、委託料に3,700万円、工事請負費に9,300万円などとなっております。

2(目)営業設備費の979万9,000円、内訳は個別量水器の購入費、車両購入費ほかとなっております。

次に、2(項)企業債償還金2億6,924万6,000円、3(項)過疎債償還金479万8,000円を計上しております。

12ページ以降に、キャッシュフロー計算書、給料関係資料などを掲載しておりますので、後ほどごらんください。

また、最終27ページに、予算編成に当たり適応しました地方公営企業会計基準について抜粋して記載しておりますので御参照ください。

以上が、予算書の内容となります。

議案書に戻りまして、提案理由でございます。予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第37号を病院事務部長。

○上天草総合病院事務部長(松本 精史君) 議案書96ページをお願いいたします。

議案第37号、平成28年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊の予算書1ページをお願いいたします。

第1条、平成28年度上天草市立上天草総合病院事業会計の予算は、次に定めるものでございます。

第2条でございます。業務の予定量といたしまして、病院では病床数195床、そのうち療養病床が46床でございます。年間患者数では、入院で6万6,065人、病床利用率92.8%を予定しております。外来では、医科で11万9,070人、歯科で3,920人を予定しております。1日平均患者数に換算いたしますと、入院181人、外来で医科486人、歯科16人を予定しております。

主な建設改良工事といたしまして、医療機械器具及び備品購入といたしまして1億1,761万3,000円。内訳でございますが、看護学校の備品、厨房備品購入費及び白内障超音波手術装置ほか13件の医療機器の入れかえによるものでございます。

附帯施設の業務予定量といたしまして、看護学校で学生数定員が1学年40人で、合計120名

でございます。

健康管理センターでは、特定健診受診者数1万8,701人、人間ドック数67件、事業所健診受診者1,440名を予定しております。

訪問看護ステーションでは、医療訪問件数840人、介護訪問件数1,440人、合計2,280人を予定しております。

介護老人保健施設では、入所者数1万7,155人、1日平均47人、利用率に換算いたしますと94%を予定しております。通所者数9,952人、1日平均32人の利用を見込んでおるところでございます。

居宅介護支援センターでは、介護・予防計画件数を738件、予定しております。

教良木診療所では、外来患者数4,131人、1日平均にいたしますと17名を予定しているところでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入の第1款病院事業収益37億7,969万円、前年と比較いたしますと0.8%増加いたしまして、金額で3,139万2,000円の増額となっております。

内訳は、第1項から第10項まで記載のとおりでございますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

次に、支出でございます。第1款病院事業費用37億7,969万円、前年と比較いたしまして0.8%、3,139万2,000円の増額となっております。この増額理由でございますが、給与費によるものでございます。内訳は、第1項から第11項まで記載のとおりでございますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

次の3ページをお願いいたします。

第4条、収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款、資本的収入の総額は2億8,753万3,000円、前年と比較いたしますと看護学校建てかえの原資でございます企業債、出資金の減少によりまして74.9%減少いたしまして8億5,732万6,000円と大幅に減少しております。理由は、次の5条で御説明いたします継続費の年割額の減少によるものでございます。内訳といたしまして、第1項、企業債9,140万円、第2項、補助金378万円、第3項、出資金1億9,225万3,000円、第4項、固定資産売却代金10万円でございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出の総額で4億7,997万6,000円、前年度と比較いたしますと64.6%の減少で8億7,504万9,000円の減額となっております。内訳といたしまして、第1項建設改良費1億1,761万3,000円、第2項企業債償還金3億5,660万3,000円、第3項投資でございます。これは看護学生の就学資金貸付金でございますけれども、5,760万円を予定しております。

したがって、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額1億9,244万3,000円は、当年

度分資本的収支調整額871万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億8,373万1,000円で補填を見込んでいます。

第5条は、看護学校建てかえ事業に係ります継続費の総額及び年割額を定めたものでございます。平成26年度9億5,099万3,000円、平成27年度7億8,860万円、平成28年度2,500万円と、3カ年の継続事業を定めたものでございます。

次の4ページをお願いいたします。

第6条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。限度額は9,140万円と定めております。

第7条は、一時借入金の限度額を定めたものでございます。11億円と定めております。

第8条は、各項間における給与費の流用を定めたものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければそれ以外の経費に流用することのできない経費といたしまして、給与費24億2,408万4,000円、交際費150万円を計上させていただいております。

第10条は、一般会計からの負担金及び補助金の総額3億7,552万3,000円を計上しております。

第11条、棚卸資産の購入限度額は3億5,413万4,000円と定めております。

次ページ以降、附属書類、参考書類を添付しております。前年度から地方公営企業会計制度の変更に伴いまして、キャッシュフロー計算書等の説明書類を追加掲載しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

議案書に戻りまして、提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第38号を総務企画部長。

○総務企画部長（川端 義孝君） 議案書の97ページになります。

議案第38号、上天草市過疎地域自立促進計画（平成28年度から平成32年度）を定めることについて御説明いたします。

別冊の上天草市過疎地域自立促進計画（案）をお願いしたいと思います。

本市は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、上天草市過疎地域自立促進計画（平成22年度から平成27年度）を定めております。

過疎対策事業債等を有効に活用しながら事業実施に取り組んでいるところでございますけれども、本年度末にその計画期間が満了します。

平成24年度に過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されまして、法の執行期限が平成33年3月31日まで延長されたことを受けまして、平成28年度以降も自立促進のために引き続き過疎対策事業債等を活用し、地域の総合的・計画的な施策を推進する必要があることから、新たに平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とした上天草市過疎地域自立促進計画（案）を作成しました。

本計画（案）は、熊本県が定める過疎地域自立促進方針及び本市の公共施設等総合管理計画、また普通建設事業計画等と整合性をとりながら、今後も引き続き実施する事項及び新たに追加すべき事項を記載しております。

また、計画案では過疎化、高齢化が著しく進行し、産業の衰退や地域の活力の低下を招いている現況、問題等を踏まえまして、目指す将来像としまして、計画書に記載しております地域資源を活用した産業都市、市民が健康で生き生きと暮らせる生活充実都市、人・物の流れをつくり出す交流推進都市の三つを掲げまして、これを具現化するための基本方針として、活力ある産業づくり、安心快適な生活環境づくり、機能的な社会基盤づくり、環境と共生のまちづくりを定め、各施策を推進することとしております。

提案理由といたしましては、上天草市過疎地域自立促進計画（平成28年度から平成32年度）につきましましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を経て定める必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第39号を水道局長。

○水道局長（藤島 幸治君） 議案書の98ページをごらんください。

議案第39号、平成27年度上天草市水道事業会計利益剰余金の処分について説明いたします。平成27年度上天草市水道事業剰余金処分計算書により説明いたします。

表の左側に記載の資本金の当年度現在高23億9,805万5,025円に、右側に記載の未処分利益剰余金のその他未処分利益剰余金5億9,379万3,204円を組み入れることで、資本金合計を29億9,184万8,229円とするものです。

今回の処分額につきましては、平成26年度上天草市水道事業会計決算書の貸借対照表の剰余金のうち、利益剰余金の未処分利益剰余金のその他未処分利益剰余金であります。企業会計基準の見直しに伴い、従来の資本剰余金の額を利益剰余金に振りかえた金額でございますので、資本金へ組み入れることとなります。

提案理由といたしまして、平成27年度上天草市水道事業会計利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32号第2項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、報告第1号を経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） よろしく申し上げます。

報告第1号、和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長専決処分について、同法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

議案書の99ページをお願いいたします。あわせて、議案説明資料の68ページから71ページをごらんいただきますようお願いいたします。

平成27年11月5日に松島町阿村地区干切漁港施設の除草作業中に発生した自動車物損事故

に伴う和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

この事故は、同日13時30分ごろ、松島町阿村地区干切漁港施設において、農林水産課臨時職員による除草作業中に、刈払機のはじいた小石が漁港施設に駐車中であった相手方車両後部ガラスに直接当たり、これを破損させたものでございます。

損害賠償額は24万840円で、和解の相手方は議案書に記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

なお、損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなりましたが、同課内では、本年度二度目の事故であり、職員に対して再発防止のため、作業時における安全策について、さらなる指導徹底に努めてまいりますことをあわせて御報告させていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、報告第2号を建設部長。

○建設部長（澤村 弘史君） 報告第2号について御説明いたします。

議案書の100ページをお願いします。

報告第2号、専決処分の報告について。市営住宅の明渡請求及び延滞家賃の支払請求に係る訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決第1号、訴えの提起について。原告は上天草市で、被告は議案書記載のとおりでございます。

事件名につきましては、市営住宅明渡及び延滞家賃支払請求事件でございます。

訴えの内容としましては、被告は市営住宅の家賃を延滞しているため、公営住宅法第32条第1項に基づく市営住宅の明け渡し及び延滞家賃の支払い、並びに損害賠償を求めるものでございます。

訴訟の詳細につきましては、議案書記載のとおりでございますのでよろしくお願いします。

以上で報告を終わります。

○議長（田中 勝毅君） 次に、諮問第1号及び同意第1号の2件を総務企画部長。

○総務企画部長（川端 義孝君） 議案書の102ページをお願いしたいと思います。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき、意見を求めることについて諮問させていただきます。

今回の提案は、人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会に意見を求めるものでございます。

諮問を求める者の氏名は溝口慎二、住所、生年月日、経歴等につきましては議案書及び別紙資料に記載のとおりでございます。任期につきましては、平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3年間です。

提案理由といたしましては、人権擁護委員の候補者を推薦する場合は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要があります。これが、議案を提出する理由でございます。

ます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書の103ページをお願いします。あわせまして、同意等議案説明資料の2ページから6ページをお願いしたいと思います。

同意第1号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明いたします。

今回の提案は、地方自治法施行規則第17条第1項の規定により、上天草市職員懲戒審査委員会を設置しております。現在、5名の委員を任命しているところでございますが、平成28年3月31日をもって任期満了となるため、新たに5人を任命するものでございます。市の職員2名、学識経験を有するものとして3名を提案しております。

同意を求める者の氏名は、職員から緒方雅文、村川和敬、学識経験を有するものとして杉田省吾、佐藤ユミ子、尾上正長、以上の5名です。住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び別紙資料の記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、上天草市職員懲戒審査委員会委員を任命するには、地方自治法施行規則第17条第3項の規定により、議会の同意を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 以上で、執行部からの議案内容の説明が終わりました。

日程第50 発議第1号 TPP協定交渉の最終合意に対する意見書について

○議長（田中 勝毅君） 次に、日程第50、発議第1号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

10番、北垣潮君。

○10番（北垣 潮君） 発議第1号、TPP協定交渉の最終合意に対する意見書について、地方自治法第112条第2項及び会議規則第14条第1項の規定により、提出者北垣潮、そのほか賛成者2名の連名で、平成28年2月26日付で上天草市議会議長に提出するものです。

内容説明に入る前に、文言の訂正をお願いします。お手元に文言訂正の正誤表を配付していませんとおり、訂正をお願いします。内容説明では、訂正後の文言で説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、提案理由からの説明となります。

昨年10月、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉について、参加12カ国の閣僚から大筋合意されたことが発表され、本年2月4日には、参加12カ国による署名が行われ、発表された合意内容は今後さらなる検証が必要であるが、本市の基幹産業である農林水産業にとっても極めて厳しい内容が含まれており、現場の生産者は将来に対して大きな危機感を抱いています。

T P P 交渉は最終合意しましたが、今後、各国での議会承認が必要であり、決着したわけではありません。よって、国におかれては、T P P 協定において地方経済社会に与える影響や、地方の声を十分に踏まえ、責任を持って対応されることを強く要望する意見書を提出するものです。

要望事項の内容につきましては、別紙記として、米・麦・牛肉・豚肉・乳製品・甘味資源作物の農林水産物分野重要5項目の確保を最優先とした、平成25年4月の衆議院及び参議院の農林水産委員会における決議の遵守など、合意内容が国益にかなったものとなっているかについて、国会において審議を十分に尽くすこと、ほか2件を要望するものです。

提出先としては、衆参両議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣の8カ所です。

御賛同賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田中 勝毅君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

議会運営委員会開催のため、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時44分

○議長（田中 勝毅君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長から追加議案の提案があり、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。
議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） 執行部から追加議案の送付があり、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

審査事項は、追加議案1件の取り扱いについてです。

同意第2号、上天草市副市長の選任につき同意を求めることについては、執行部からの説明を受け、慎重に審議しました結果、本日の本会議に上程後、委員会付託を省略して審議・採決することに決定いたしました。

以上が、議会運営委員会の結果でございます。

御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（田中 勝毅君） ただいまの委員長報告のとおり、決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

追加日程第1 同意第2号 上天草市副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長（田中 勝毅君） 追加日程第1、同意第2号、上天草市副市長の選任につき同意を求め

ることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 大変お疲れさまです。

追加議案書1ページをお願いいたします。

同意第2号、上天草市副市長の選任につき同意を求めることについて御説明いたします。

上天草市副市長に次の者を選任したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

氏名、小嶋一誠、住所、生年月日につきましては議案書記載のとおりでございます。

小嶋氏は熊本県を定年退職され、現在は阿蘇市にある医療法人役員を務められております。熊本県在職中は、総務部市町村総室長や総務部市町村局長を歴任されており、自治体の行財政運営、組織運営等に非常に詳しく、行政事務全般について高い見識を持っておられる方でございます。

提案理由といたしまして、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得る必要がございます。これが、議案を提出する理由でございます。

行政経験豊富な方を副市長としてお迎えし、地方創生に向けてさらなる前進を図りますとともに、行財政改革、そしてこれから若返るであろう職員に対しての指導を発揮していただきたいと考えております。

御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 本件について、質疑はありますか。

11番、島田光久君。

○11番（島田 光久君） 今回、市長が副市長を提案された。私たちは、きょう提案されて、小嶋氏がどういう人柄かわからないんですけど、市長は何回か会見されたと思うんですが、人柄とかは市長の感覚からどういう方だったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（田中 勝毅君） 堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 大変仕事に厳しいと聞いておりましたので、正直、会うまではどうい
う方かわからなかったんですけど、最初の印象としてはすごく誠実な方だという印象を受け
ました。どちらかというと、体格としては小柄な方ではあるんですけど、仕事に対しては本
当にひたむきな考えを持っておられるし、話の中でも本当に行政の経験が非常に豊富な方とい
う印象を受けたところでございます。

○議長（田中 勝毅君） 6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 私もきょうこの経歴を見てどういう方か余りよくわからないので、今、
市長の答弁にありましたように、市長の第一印象というか、これまでに会われた印象をお話し
いただきましたが、この経歴にも写真も載っていないし、どういう方かちょっと――。写真は
載せていただくとよかったかなという気がしないでもないです。

私も、どういう方か自分なりに調べるとよかったですけれど、その辺まだ調べられておりま
せんので不安なところもあります。

今の市長の答弁を信用するということになると思うんですが、この経歴の中で市町村室とかいろいろしてきておられます。平成14年から市町村合併推進室長ということで、市町村の合併にも大きく携わってきておられると思うんですけど、このときにどういう仕事をされたのか、その辺のことをわかる範囲で教えていただければと思います。

○議長（田中 勝毅君） 堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 当時、合併推進室の室長をお務めになられたと聞いています。当時、熊本県には黒田副知事という総務省の出身の方がいらっしやいまして、その方の下で働かされていたということです。

当然、四つの町の合併でしたので、それぞれに合併推進の担当の職員がいたんですが、それぞれと顔見知りであるということで、基礎自治体の支援の仕事が多かったということで、職員のほうも顔なじみの方が多いのではないかなと思っています。

黒田副知事も今は総務省の審議官、ナンバー3のポジションで頑張っているらしいですし、そういった関係で省庁との連携も図れるのではないかと期待しているところでございます。

○議長（田中 勝毅君） いいですか。

○6番（宮下 昌子君） はい。

○議長（田中 勝毅君） ほかに質疑はありませんか。

8番、高橋健君。

○8番（高橋 健君） 今回の市長の説明にあったように、この小嶋さんを副市長に推薦することによって、国が進めている地方創生に、上天草市がおくれをとっているとは言わないですけども、どんどん前向きに先頭切って進めていただく、そのことによって国の予算獲得を担っていただくという期待が市長としてはあられると思うんですけども、年間多分1,000万円くらいの給与があったときに、なぜ、いろいろ問題があつて、今さら副市長なんだというときに、市民に説明するとき、今のよう、今の国の流れが地方創生を推し進めている中で、行財政にたけた人を副市長において、予算の獲得を、費用対効果でいくなれば、1,000万円の給与よりも1億円の予算をとってくるような方向性を持っていってるというのを明確に市長の口から聞きたいんで、そこら辺はどう考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○議長（田中 勝毅君） 堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 今、議員御指摘のように、副市長を選任することになれば、確かに1,000万円ちょっとぐらいの費用がかかるのが事実です。ですから、選任をするというのは、私にとっても大変覚悟が必要でありました。

ただ、先ほども申しましたように、副市長を選任することでさらなる地方創生の推進につながることを目的としておりますし、職員も本当にこれから1年、2年で大幅に若手にかわってまいります。経験不足を、どういった体制をとりながら、補っていく必要もありますし、職員一丸となつてのこれからの地方創生、あるいは行財政改革に向けた体制づくりの一環ということでございます。そちらのほうも御理解いただければと思います。

○議長（田中 勝毅君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） なければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） なければ、討論を終わります。

○6番（宮下 昌子君） 済みません。

○議長（田中 勝毅君） 6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 討論ではないんですけれども、今から採決でしょう。

○議長（田中 勝毅君） はい。

○6番（宮下 昌子君） 棄権させていただいていいですかね。賛成とも反対ともつけがたい。

（「退席してください」「御自分の御意見で、議長が返事することではありませんので」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 勝毅君） 同意第2号を採決いたします。

本件は同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 勝毅君） 起立多数です。よって、本件は可決されました。

これをもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明日2月27日から3月2日までは、議案研究のため休会し、次の本会議は3月3日の午前10時から質疑、委員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は3月1日火曜日の午後3時までに通告の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後 2時56分